南路志

闔國

巻三

和書門
類 二二五四八號
一二〇函
九架
八七冊

内閣文庫
和書
類 二二五四八號
八七冊
一七六函
三架

内閣文庫
番號	和	22548
冊數	87	(4)
函號	176	42

内 一一〇二七號

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

南路志巻三

闔國第三目録

一條家

内 一一〇三七號

南路志巻三

闔國第三　　武藤致和集

圖書局文庫

内一一〇三七號

○一條家

藤原兼良

一條家系圖曰、從一位攝政關白、太政大臣准三后、氏長者、左近衞大將藤原兼良、應仁元年、避京師亂、攝州兵庫蟄居、文明十三年、四月二日薨、年八十歸後成恩寺殿、

桃花蘂葉系圖曰、兼良、後成恩寺、文明

十三、四二薨、法名覺恵、
王代一覧ニ曰、文明二年、兼良、蟄居奈良ニ、
其子教房下ニ兵庫ニ、其子下ニ土佐ニ、

教房

一條家系圖ニ曰、從一位、關白、左大臣、氏長者、左近衛大將、土佐太守、教房、母中御門權中納言藤原宣俊女、長祿元年左大臣、同二年、關白、寬正四年辭職、應仁元年兵庫下向、文明十年土佐下向、同十一年、土佐國司宣下、同十二年十月五日薨、號妙華寺殿、

桃華蘂葉系圖ニ曰、教房、妙花院、文明十二、十、五薨、號土佐一條、

諸家知譜拙記ニ曰、一條教房號妙華寺、康正三左大臣、長祿二關白、寬正四辭、其後應仁二下土州、文明十二年十五、於土州先父公薨、五八、

諸家大系圖ニ曰、教房文明十二十二薨、先父公、牛車兵杖隨身、號妙香寺殿、關白左大臣、從一位左大將、氏長者、

桃華蘂葉、家門管領寺院事、條ニ曰、土左

國幡多郡、有々木、諸村當時雖有知行之號、
有名無實也、但応仁乱世以来、前關白
令下向、于今在庄、継渇命者也、
宣胤卿記ニ曰、文明十二年、十一月廿八
日今日申一條前關白殿教房公、自大乱
始下向土佐幡多御在國送年序、去十
月五日、脚氣毒腫、令薨給之由飛脚一
昨日参着云云、御年五十八、被號妙華
寺殿、
應仁記、後花苑院崩御條ニ曰上略文乱世
故ニ、百官散々ニ成玉フ、一條太閤ハ、

奈良ノ故都ノ跡ヲ尋テ、御下向アリ、
御子關白殿ハ、兵庫ヘ御下向アリ御
孫ハ、土佐畑御本所トテ御下向、左遷
遠流ナトヽコソ、聞モ及事ナレ、ヲノ
ツカラ、スミウカレサセ玉テ、御心ト
御下向、御心中サコソト、推量セラレ
ケリ、下略
後太平記二十四巻ニ曰、既ニ、文明二年ノ
大呂、舊暦巻ントセシ処ニ、中略一條關
白兼良公ハ、南都ノ奥ニ蟄シ、同嫡子
教房卿ハ、攝津國兵庫ニ下リ、其男子

房家卿ハ、土佐ノ國ニ蟄居シ玉ヒテ
云云、
土左遺語ニ曰、一條關白教房、左大臣従
一位、文明十二年十月五日、於土州畑
府薨、號妙華寺殿、
蠹簡集ノ系圖ニ曰、教房、従一位、關白左大
臣、文明二年庚寅下兵庫、十二年庚子
十月五日、薨土佐國幡多郡中村、號妙
華院、一院作寺、
長元物語曰、土佐ノ國七郡、大名七人、御
所一人ト申スハ、一條殿一万六千貫

下略

古城傳兼記ニ曰、一條殿土左下向之事、人皇百
四代後土御門院御宇足利将軍源義政の召領細川
右京大夫勝元と侍所山名左衛門佐持豊入道宗全不和
の儀起忽に元年より互に威権執を挟び誅探足跡
を分たん年歴て乱をおこしては京近所焼払して
諸家御家を逃出し是を國々に流泊す中にも一條殿大閤兼
良ハ奈良に落給ひ御子息ハ小姓殿をかくしもち給ひ前殿下教
房公ハ引具も摂州兵庫の浦に逆旅ありて土佐の長宗我
部元親を頼ゑ文兼ハ是を供奉に送り船より下り給ふ文明
十七年戊戌彼浦より出帆し船にて石迄土州甲浦に着給

残りて其後文兼居城岡豊に移り一郷を領して
事を成しと定め先祖の興せし事跡に至り年を送り
領分隣里は近く皆国中の望を向けし悦ひを
出しより後の世と成りに至る所の国の法昔康
唐の比細川武蔵守頼之を四国の探題に補せられし
代々彼子孫の下知に随ひ附して代の孫長宗我部文勝
元文明元年に卒して後四国乱れて其の比
土佐国守護の職を安芸長宗我部山田本山長
宗我部吉良片岡大平津野等にや文兼は諸家
を従え其外の頃に従て一條を亡ぼし境内を拡大
残は七郡中村は西郡の所にして彼中村の古城を

然して法家門を移まゐる文明十年に前関白教房
公移り給ひ国中の諸士国司と仰ぎ奉る近国の城主も
来り随ふの間長宗我部殿も取り立て文兼一條房家を聟とする
謂は文兼父信守元親先年上京の時法律の事
又は教房公法親文証嗣の法号をまとへて元親自
身に伝へて一万余貫の地を進らせ継嗣に元親のち法家へ命令
起て在国つかひ衣食住の法式を指南さえられける御子
君土佐の守護と定てこれを法に伝へ家嗣元親より宮内少
輔元親には七代の祖父一條房家と申は京を立て此処
根のゐん従一位関白左大臣政嗣の孫従一位
准三后元大将権関白大政大臣兼良公の孫子法母

中納言実隆公の記録牛車兵杖随身准大臣氏長者一
位関白従一位文明元年辛卯毛郎に任せられし
同十年戊戌太閤長岡殿と号せし同十一年己亥
攝津国中村に移住の事同十二年庚子十二月五日中
村の古城に於て薨し給ふ妙華寺殿と号したまふ

冬良

一條家系圖ニ曰、従一位關白太政大臣、氏長者、母治部卿藤原經明（時イ）女、文明十八年内府長亨二年關白明應二年相國永正十一年三月薨年五十、號後妙華寺殿

房通

暦名土代曰土左一条藤原房通　従四位上永正十四十一廿越階

一條家系圖曰従一位關白左大臣氏長者實土佐國司房家三男天文十一年左大臣同十四年關白弘治二年薨年四十八號唯心院殿

兼冬

従一位關白左ノ大臣天文廿二年關白左大臣同廿三年二月一日薨廿六歳後圓明寺殿

内基

一條家系圖曰從一位關白左大臣
氏長者天正五年左大臣同九年關
白慶長十六年七月二日薨年六十
五號自浄心院殿

昭良

一條家系圖曰從一位攝政關白太
政大臣氏長者初兼遐實後陽成天
皇第九皇子母中和門院元和七年
右府寛永六年八月關白同年九月
左府同十一月攝政同十二年二月
十二日薨年六十八號智得院殿

政房

致和云幡多郡平田村香林寺所蔵一條家系図
而は依為卿ノ作ら土佐軍記も同し

應仁記ニ曰一條殿政房御最後之事ニ爰
ニアハレニアサマシキ事侍ケルハ
（文明之）同十月七日一條太閤ノ御孫政房卿
依為御知行領兵庫ニ才ハシマシケル
カ常ノ御装束ノ躰ニテ直衣狩衣優
美タル御姿ナレハ如何ナルアラ夷
ナリトモカヽルヤコトナキ御有様

ヲ見ヽリタテマツルヘキニ思モワ
カス欤トヤ思ケン以長鑓御心モド
ヲ突通タテマツリケレ氏少御身ヲ
ハタラカヽタニモセサセ玉ハス南
無西方極楽世界阿弥陀佛ト唱玉テ
其マヽ朝ノ露ト消サセ玉ケリ関白
ナトノカヽルタメシスクナキ㕝也
後日ニ奈良ニテ太閤聞召レテ御歎
中〻文章ヲナストモ鳳凰モモ難及
鸚鵡舌モ宜カタカルヘヽアマリノ
御事ニカクアソハサレケル

トテモ死ヌル命ヲイカテ武士ノ家
ニムマレヌ㕝ソクヤシキ

房家

一條家系圖曰正二位權大納言土佐
國司房家初従三位参議天文十八年
十一月十三日薨年六十六一云十五六歸
藤林寺殿
桃華蘂葉系図曰房家大納言正二天
文八十二十三薨
歴名土代曰藤原房家永正三十一五
従四位下去六月十二月左中将、

續太平記曰後土御門院天文八是年
土佐國司一條房家逝
大系図曰一條房家天文八十一於土
州薨權大正二
冷泉為和卿集曰
土左へ
永正十四年二月七日一條殿御舎妹　杉迺年夜
君にさん花ちらすとももこころをかよはす志を此女子やまれ未
一条殿御兄弟にも上ら君の為に道□達舎妹の
事なと御知識なる事也
六月十日土佐へ　一条殿の御在吉社御法楽としく
人々にすすめられし時　水郷寒草

はるるもの　蓋陵の舩出しつるや雑役ともいはむ此
降立路は時雑風よ為さまに附子都にて　三
十年をむかへしも誰せられぬは宮納の大きし
は祈念の為に参りて　海風吉川中ま　しまし
さら隠れなき　侍のみくるめかしき文は為の
陰御為の上京　壱年十二月七日なり
土佐遺語曰大友長宗我部本山豊永
安喜山田大平津野是称七人衆憚多
郡有三十六人之国人相與謀吞併
各放肆而土無主則滅亡無日不如請
於国主禁庭以相與事之而為長久也

計皆以为然於此遷三十六人土中加
久見其之京師關白右大臣教房公奏
之以教房公之子權大納言房家卿为
土佐國守俗是號土佐一條
同書曰房家卿教房公之子權大納言
正二位文明二年下土佐此为土佐一
條祖天文八年十一月十三日捐館年
六十五號藤林寺
蠹簡集系圖曰房家为土佐一條祖正
二位權大納言文明七年乙未生天文
八年己亥十一月十三日薨中村六十

五歳號藤林寺 古墳在平田村戸内藤林寺山且当時藏牌主
幡多郡平田村藤林寺ニ記曰開基一條
殿三位權大納言房家公天文八己亥年六十六歳
没号藤林寺殿東家大政土山中ニ房家公ハ房
外一基ありや 付为座画實正指得一条公の房家進
ニ申 元親記 押置や 房家公ハ流高雅舟一投 後朝
あるへの[illegible]の[illegible]も[illegible]
たまふなり
同寺所藏一條家系圖曰房家卿土佐
一條初代 正三位權大納言土左守天文八己亥年跨六十六歳藤
林寺殿正二位 二代房冬卿 三代房基
実岳大居士

卿四代康政卿伊豫国薨御　内政卿内国薨御　政

親卿

土佐軍記曰土佐国守護之事　土佐七郎と云

付情多寺家吉川土佐香我美長岡吾川郡上

七郡也是ハ此所ニ人々落七人之居所といふ　小

一條殿當国ニ紀情多郎の内ニ万守護の頭也

中村ニ在城也一所今ハ東小路　西小路　入

江左ゟ井　向川殿　家老ニ土居　羽生　為松

安並　依宗は大傳　加久見　立石　江口　橋本

小路　上山　和田　雑冠木　三上　米津　横青

軸杭　飛梅　蛭川　大和田　平田　伊与木　奈

良　荒川　森澤　国見（今ハ竹内）　嶽岩　波

毛　宿毛　下茅　依岡　小路　若藤　津地　入

田　栗本　長路　依田　右井　津川　下山　携

関　楮岩　江　一志の神をも飛澤以上七十一人や

一條殿高国之事

方家　権大納言正二位　妙華寺関白数房公之男　天文八己亥年薨

方冬　中納言左大将正二位

方基　右中将

兼定　中納言従四位天正元年三十一歳ニて出家シタモイ家　内々号大州長宗我部元親家老を依て剃髪させる

内政　兼定之子返出人ニテ元親智ニて内政を依て…

若君　母ハ元親娘より又内政ニ…此子を…名和内定…

房家卿の事

抑光明峯寺道家公ハ九条殿也道家公三男実
経を一条殿と云実経より十代の孫
教房公の二男房家公土佐へ下向ありし土佐一条殿と云
国司に備られ房家公の嫡子房通公ハ京一条殿と云
然るに一方通に京へ登りて京一条殿家をつ
せ給ふ二男房冬公土佐一条家を相続し給ふ也
元和二年房冬十二月十一日 仙洞山内御所の?右衛門
佐なり年ゟ此時関白一條左大臣教房公と申は
上兵庫頭孫又天下諸者ハ是て当家にて此下
向有る嫡子信房ハ兵庫へ下向有りしよし

南海の当国ハ地等の兵強く津々浦々まて其
求め正に於ては武士共出陣十尾さし此御案内
あるも田舎武士の事なれハ強ひても御方にと就
従ひ給ふ世の者あまた御方へ心を寄せ各の内に留
並ふ大家ハ多くありて其家の強ひ他の従ひ
しておのれも兎角甲斐無く武士共家ニ生まれる子
捨物ニ在り此房家公　土佐の幡多へ入り
強ふ右近大夫の御子ゟ出来る房に
生涯ハ遂に田舎武士まて下られもせす程ハ
心のうちあはれなるよし　哀也四国の果　津々浦々　旅
泊り住居かよふ

「あまた経し中の浦の名にひかれて一夜を結ぶ旅の人

「桜津の名のみ残りてその代に中の浦にすみける人

「四方の海めくりて見れは中の浦の波の調の音とそきく

是房家公の御詠歌なりと云伝ふ此地正人皆ありて

如此所を求めて住居に籠り給ふ御歌を宝と崇ん

ふかく深し鄭大尉出擁と称せし一葉

不知国の時代に生まれ出たるものを知らすとかや歌

うたひ人をなくさめし所に漁師ありて能く書写しける

将軍義政卿へ右京家土佐の国を領せられやかて

麾下に召しられ国司に任せられ其年の時に

書かれしは七人の者に伝へしと称し別帰の年

村に古城ありこれ梅と云主君と仰かる家老森

相生等にあまた住居し退き一国を統て

那りんとして自然と国を治め萬民を安んし土佐

合考せ一条正元年に没し十一月を期とし

土佐一条家を継きしものなりといひしもの也

古城傳来記曰房家公文明六年甲午京都に

於て誕生御父教房公に従ひて土州に下向同所に

幡多郡中村五位四位に叙せられ兼土佐守中納言叙三位権大

納言に任せらる天文八年己亥十一月十三日薨去御年

六十六藤林寺殿と号す

吾川郡塵敷村庄屋所助家蔵記録曰

土佐一条房家公は天文年中に御在国やせし房家公は一
条兼良公の末葉実経公十代の孫教房公の二男也
幡多郡中村に居城や国司に任せられ御国中に於
遊ひ給ひ御所の下知を給ひて房家卿を婿子として房通公を一条
冬良公の御跡を継かせ房通公を京の一条家
を継せ給ふ御門の貢房家公は土佐の一条家を継せ給ふ
也房家公の房基公兼定公迄四代凡年七十余年
続る家も天正元年元親様故兼定公を思ひ侍りに
隠居也内政公は付土佐の御所と立押込給ふ
本し後は別へ追出て又君と付名の国の所も
亦也其長の後元親の家を為其の後其の君に家

教へやうやもなふとや土佐一条家六代にて終りた
ることよしらぬ人はあらし
土陽誌附録に曰文明年中土佐へ下り給ひし時 或公云教房公 一房家公
四浦にて
稀にきし浦の思ひ給ふや都へかへる給ふちきりぬらん
四方に波立つ家や不知かゝる浦もなく給ふ事らん
名にし負ふ桜は今や来ても来ぬ志のみそ
玉椿うへし浦の思ひは一枝とし共にあらん
桜木の色ましのこゝろの末は何や此浦にとぞらん
何と知し咲わきは曲成のふとのこらぬ七あまたの一ツし

房冬

一條家系図曰正二位權大納言土佐國司母日野參議藤原資冬女初左中將天文十年十一月六日薨年四十四號圓明院殿

桃華蘂葉系図曰房冬左中將從三正三天文十十一六薨

續太平記曰房家男房冬嗣而早世

土左遺語曰房冬卿房家卿子左中將正二位天文十年十一月六日卒年四十四号圓明院

蠹簡集系図曰房冬正二位左中將明應七年戊午生中村天文十年辛丑十一月六日卒四十四歳号後圓明院

古城傳策記曰房冬公御母參議資冬卿の息女也明應七年戊午中村にて誕生し權大納言にて二位左大臣にて天文十年辛丑十一月春秋四十四歳卒去してき法號圓明院殿と云ふ

義房

中國治乱記曰正五位下左兵衛佐初名植持後晴持

一條家系図曰太内新介義房大内左京太夫義隆為養子天文十一年五月

七日為尼子出雲守時久戦死
大内義隆記曰天文十二年五月七日
廢軍ヲ為シ玉ヒヌサレハキツクウ
イナリシ叓氏ハ一条殿若君ヲ養子
ノ契約マシ〳〵テ雲州陣ニ至ルマテ
同道アリテ行玉ヒシカ敗軍ノ其時
ニ公殿ハ小舟ニ餘多ノ人ノ乗移リ
フミカヘサレテ死ニ玉フ 下略
中國治乱記曰天文十一年五月七日
ニ義隆御敗軍也此時ハ杉ノ浦ヨリ
舟ニ乗リ阿陀加江ト云処ニテ義隆

ノ養子ノ家督大内新公植持ハ舟ヲ
乗沈メテ逝去ス此人ノ死骸ヲ浦ノ
者トリ上ケ首ヲトリテ冨田ヘ送リ
ケレハ亡霊アレテ浦ノ者ヲ罰シ殺
シ光物飛メクリ往来ノ人ヲ悩シケ
ル間近辺ノ野人村老新公殿ヲ一社
ノ神ニ崇メ新宮ト号シテ錦ノ浦ト
申所ニアリ常盤堅盤ノ祭礼今ニ不
絶ト聞エシ不思議ノ事トモ也此人
ハ土佐ノ一條殿房基卿ノ二男ナリ
シヲ義隆ノ初ノ子ナカリシカハ養

子トシテ去ル天文八年六月十九日
十六歳ニテ左兵衛佐正五位ノ下ニ
任シ初メハ植村ナリシヲ公方一字
ヲ賜ハリ晴村ト改名シ今年十九歳
花顔紅顔美麗ニテ比類ナキ児ナリ
ケルヲ惜ヌ人コソナカリケル

房通　冬良ノ養子

致和云房基二男とみへ房家の誤なるへし年序を考へし

房基　一條家系圖ニ曰従三位右中将兼阿波
守土佐國司母式部卿邦高親王女天
文十八年四月十二日薨年二十八歸
光壽寺殿
桃葉藥葉系図曰房基權中納言中将
従三天文十八四十八薨
歴名土代曰土左一條藤原房基天文
六正十四従四位下十六才天文八正
六従四位上天文八廿三正四位下
年中兩度内九十二上階中将如元
蠹簡集系図曰房基従三位右中将大
永二年壬午生中村天文十八年己酉

四月十二日卒二十八歳號前光壽寺
土左遺誥曰房基卿房冬卿之子權中
納言從三位天文十八年四月十二日
卒年二十八號前光壽寺
続太平記曰房冬子房基紹烏
右城傳兼記曰房基朝臣御母ハ武部卿園乃紀
王の御女也大永二年壬午中村ニ於て御生誕
西院山崎河院に右中納言従三位文公年已酉四月
十七日逝去ニ依公家光壽寺殿と号ス
幡多郡下山郷大宮村佐田助丞所蔵
文書曰

御領国之事 〆ノ家の内
十六ヶ所 并 西国ニてもらい同
合壱町七反廿代
天文十一年九月吉日
依国に宛行とのく

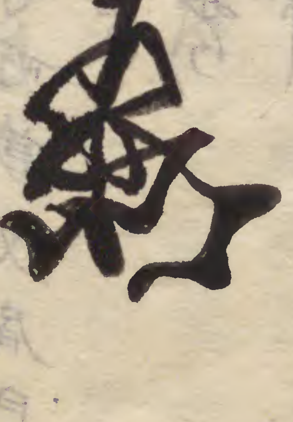

蠹簡集曰按此花押恐一條房基朝
臣歟以山田郷平田村高知社棟札
及有岡村真静寺文當推之也一條
殿下幡多相傳幡多是一條家傳領
之地應仁之乱後道棟租税不入故
下房家卿去

幡多郡平田村高知社所蔵棟札曰高
持者大明神大檀那房基御運長久御
万千代丸御寿命長遠天文十三年甲
辰卯月十二日

蠧簡集曰今按房基一條房基朝臣
也御万千代丸蓋康政朝臣幼名也

同郡有岡村真静寺所蔵文書曰 紙端破失

一 百壱反 まるやまし
一 百一段 ふかもとやり
一 百五代 井のおもし
一 廿代 うしのまへ
一 卅代 ゐのけ
一 卅代 くろまん
一 壱段 まくりした
一 卅代 日和
一 壱反 ゑかみまさ
一 五代
合百一町一反卅代九
有岡真静院寺領以上
天文十五年十一月六日
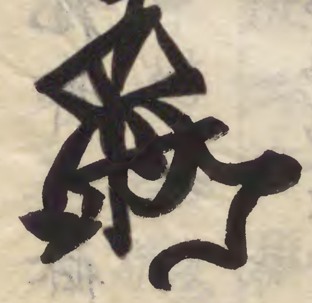

蠹簡集ニ曰今按此花押一條房基朝臣歟

兼定

ところし下文ゐあるて

致和云兼定卿と諸書康政とあるもの誤や

一條家系図曰兼定従三位権中納言土佐守初従四位上天正元年九月十二日位攘子内政曰十月六日也家卿自得宗性十年一三同二年為奉元親走豊後後又至豫州為入江左近所弑 巳上土世頼一百六十四居畑 天正三年伊豫宇和郡御庄越前守宗雲法華津播磨守則延狹兼定入土佐頻拔元親之子城宿毛疊進兵而挑戦本城元親發大兵攻之豫兵狼狽歸國俗曰渡川合戦兼定居豫州戸嶋元親令其舊臣入江刺之云

続太平記曰元亀三是年土州長曽我部元親逐其主一條政康 房基之子 而専奪國柄

蠹簡集系図曰康政従三位権中納言天文十二年癸卯生中村童名万千代 九歳高気社 豫州可考 弘治三年丁巳春率兵而撃伊豫

永祿元年戊午娶伊豫宇都宮某女七
年甲子反目娶豊後大友宗麟女元亀
三年壬申四月伊豫宇和郡主西園寺
公廣攻幡多宗麟舉兵而援土佐公廣
大恐怖請和屬旗下天正元年癸酉九
月十六日一十月六日薙髪歸自得宗牲讓
家嗣於内政朝臣二年甲戌春元親攻
迫逐於豊後國海路為颶風所漂船着
佐伯官内佐伯惟教迎之暫留而往臼
杵宗麟春待之三年乙亥伊豫宇和郡
御莊越前守入道宗雲法華津播磨守

則延挾康政入土佐頻拔元親之子城
幡多郡宿毛疊進兵而抱晨曰村栗本
城元親發大兵攻之豫兵狼狽歸國俗
謂之渡川合戰其年胅年住侍豫戸嶋
旧臣入江左近為元親入寢所刺之康
政怨鷲覓斬左近君臣當下死今按康政朝臣
斬左近肥指歸遑房三原値在土佐國
走深尾帯力入通宗伴家元祿戊寅土
府大哭失
人皆知之
土左遺諸曰兼定朝臣一作康政房基卿之
子權中納言從四位天正九年十月六
日出家一日天正元年出家年三十一

令年秦元親追屯之澤泊於豊後侍豫
豫为其臣入江所弑以上十五世領一万
六千貫居畑府 又曰元亀三年豫州
宇和郡領主西園寺公廣將内土佐國
幡多郡代一條權大納言康政宗麟承
兵内伊豫時元亀三年四月也公廣左
宇和郡松葉黒瀬城宗麟軍長串山公
廣懼力不敵請和而为幕下 又曰康
政心暴行從而国人愁之一日 家老土
居宗三有忤於心康政譴誚之手刄宗
三於是長宗我部宮内少輔元親相謀

而立大津御所 宇津宮腹 康政卿子也 之送康政於
豊後國時天正二年甲戌也海路遇北
風康政船到豊後佐伯宮内佐伯惟教
迎之厚之少留而往臼杵大友宗麟扶
助之康政夫人猶在土州宗麟使臼
治右衛門於大津御所及元親等柴田
奉夫人及姫君而帰 又曰康政一月
之伊豫国御生而起兵直追陥元親之
爲城三住伊豫戸鳴円國法華津城主
播摩守則延扶助之 又曰元親使康
政旧臣入江左近刺康政左近言憶年

來之厚恩故獨來康政悦共語夜深康
政傾枕臥床左近救之而直道章遠近刺之非𢌞之左康
政驚覺斬左近君臣富下死此言遁
是康政刺左近股指号違房三原値在
士別國先淡尾帯力入道宗伴家
元禄戊寅火災燒失人皆知之
右城値兼記曰兼定卿落ニ康政と改しこ天
文十二癸卯中村にて生れ四年ちる中ね虎蔵
様中納言ニ任康政ニ改すとく康政兄家九法の源
ニ從く家臣とく天正元癸酉九月十六日
翌して國のは長男内政子中隠居ニ而
附子ニ孫二年同二年甲戌二月ニ隠居して康政入
道宗麟と號す康政ハ宗麟か館ニ來れ居て学
扶助をうけ我ら和小川ニ入江左近殺之
楠目氏筆記曰兼定公御太刀をゆつる
御輪ニ來て御国津野の内にて戸坂ニ至る
法華津ニて云小太刀を別ニ御す旨を所ニ之佐伸
村岸吉光の来ニ刀ハ法華ニ至り二兩ニ入城ニ附
ちうき先祖出と同しされ康安恩をニて藤右ら紙
ニ不陸古ぶ事ニ安藤家郷ニ以と絶ことぶのさし
茶と家ともらいニ名とも共にかへりにも有ル世
田れゆきと思ひし御家ニ
幸且ひやしのでる是非ニつむ宮の當でんと存し候ニ事と宜ニあらぶ

あはれ山内家に来て君は土佐へは伴ひ行と[illegible]
姫は金沢を残しこゝにてよ　前は津島の北畠殿
の娘くまりつゝにて阿波とゆきてそ下女の
女のあり　あまりひきしまふや[illegible]病[illegible]むまれ
給ひさりしときりやまひしあとにて津[illegible]なしとて
きこえける

土佐物語曰一條[illegible]門康政は常に[illegible]を招て
人の家と云ふは日[illegible]宮[illegible]奥[illegible]山[illegible]河内殿様と
言ひし　男子あり[illegible]所は蔵院と號し
まふさしは一条西村[illegible]といへる百姓の娘に有
とひへるものと付まゐらしなりしに土佐[illegible]安芸[illegible]

八君は志摩守と申されし常に　此比世上の人に高き法
ませは西国の所々を修行して所々を御廻は当国の
入部と名付当家の[illegible]の[illegible]なからし[illegible]海[illegible]家
の末と長曾我部[illegible]これと云[illegible]
[illegible]方[illegible]家[illegible]を[illegible]文[illegible]
御家の長宗我部とそ申けれ是[illegible]
斎[illegible]宗[illegible]
わとは法への位に御[illegible]へ[illegible]
[illegible]康政[illegible]
[illegible]
[illegible]の刀[illegible]

道士の内にてハ能く芸ある人宗三罷りても道たは
寺まてハ三十年ぞ又ハ年御名届付法宗流六
及ひ法序勝負へし其時ハ宗之御出仕へ子孫流
存もとて押相綴くとなん臣ハ亦不經相子と名乗し
西に向て合掌し康政猶立ちへ⦅撰の下除扱
くみも溺れ其上ゟ苦手甚し浮ハ君の無事手積
とも臣諸く諫ても岸をりハ西国大臣法往持や安
並羽生ある枕の不弐とも此国御聞て法家の威立と
備へハ不足不思也ある被停て任せんと諫て一喫し
西国通て大勢浮き法要是上意御法の在中持籍
せ住一し如さ庄屋へしと不知し先陣右の親子三人

然ハ扇ある事小押當面持多くさしけ其笠竹る
企とは知る法口の者のめし法師ある事へ大勢舟出し
止死る旅ハ其身の路辛何の旅やも鏡とる分積の
法守みて一乗の者をも所積也とも當に其ハ出る大力は
不及とて中村城へ陣と是る家と元氏家へ出て合き
きが偏張みてく路積御気の居遣ふゆ出てとやれさ
如身程まも出えとこし天正元年霜月の日ほ当
法出家度自得守雅と是とも今年六十にな年へし
沢雪女と所法様元女事ぬと一年とし所にれ玖き
の流女田剣る武時三百日と法流し
行る次し人のすの他不知せて名稱云常近の首記

ともみせて然しけるにひとかたら去年の冬と存ら侍る
秋まてハ一子同前に親子と成しけるに是非なき
扨しくも肺病と付て無念と存すれとも養滴を
振廻ひ寸篇なしか命に云事せ外をまた
なんらの要事もちてなりひとれは納まりし所
と定て名に残し人に知られ羽生殿ま不思安兵字
ひく浅井殿也けると申上所存の盛亡もれまし
此方より押し寄せて備へ候て取合成さ候
て居り候はんまへしと人々と申し渡しとも遅々にて
其れは若君をも立派に長久の事と祝ひ申さて
永く一同して入道殿の墓所に参り候所存なり

其書に稲吉氏殺されて後路ふ出立せる江村に隠居して
方へ行きけるに元親朽ちみて城に来て代の後に入
道庵も未だ思ひて浅からず心をよせて寄て其代
未だと云なる永く一同の者とも貞侍まらず不及
渋谷殿の中にも御長久を祈り旗本まで所々
あまた同じの道深きと志したまかり遅参候
すとして玄ちとさせ候はで近年来孫は不残も
たまひ候て新事此の後は残りし筋に候趣へし
中に帰りて入道殿籠りて思ひ残さて存ずまう
先非を悔ひて元と鎮し候て大将に任ぜられ上二年
同月一日に秋ふかく法然寺へかへりて由留まりて

出家ハまいり下され極説めでし都中の蔵に出給ひ
名のみ何かに爭ふにつけても後法然院号を許し給ふ
けん人無名の事をなげく様にかたらせ給ふを人
あまたしく御物語を君ハ志深く思ひけるに此方
法然院と申す事ハ唐の名にて日本の法名
御座まして山は都根に合せて法然院にあり
御倫旨に浄土宗を立させ給ひし西国の本寺
集めたる法然上人ハ都と法然上人と申す世を度
越へけれハ大臣殿にも申されける時請せ申さると
識しめすに申しける入道殿御使者の人よし申す月日
をとりて今も御所ぬれ候ひぬゆや出かけり

不思議の水茎の跡に添へて綴りたる書状の文にて候ひしを
度々訴へ申しけるに法然上人のみ道を申し候ふハ
世の法然の御涙にて御座候ひき都より上らせ給ひて
水主の衣におびやかされ西国へ御渡りにて法然院ハ
御寺まゐらせ西方へ参らせられし御事とも聞けるに
あまたの御事御請取られし法然上人の流儀御座候へ
きつく所存ありける御事にや侍らん病に臥して
御運にや出て法然入道殿をも病に臥して
ここに法然の御往生遂りける大方の御勝手を
念仏のまこと御心ある思召し給ひて哀れ御物語申し
来る人も許されける一条殿の御勝の御事にて申し合せ

縫殿助ハ兼て打果へきと思ひ人数を催し
つゝみ中村を取返さんと思ひしか宮崎丹後守よ
やかて帰り来て申けれハ力不及兼々ニ
兼定ハ伊予ニ居て伊予国へ渡り[illegible]浪人して
国の様を聞[illegible]法華津の婿を頼む別心ある事
親しく今よりも人を遣し此程別心を約し
思ひやりて[illegible]入つる中村へ御下向有へきよし
[illegible]法住[illegible]以当国より一度兼定の
土佐国へ押向ふ土佐の宿毛平田に浅川の者
共迄[illegible]兵一万余
騎にて[illegible]会三千余[illegible]

其間栗本に要害を構へ四万十川に敵抗[illegible]
[illegible]地相構抱合[illegible]
討手[illegible]元親[illegible]元親
[illegible]国[illegible]
御[illegible]合七千余騎中村に元親[illegible]四万十川
[illegible]元親[illegible]
へ[illegible]
四万十川[illegible]
[illegible]元親[illegible]
[illegible]
[illegible]城兵[illegible]城中へ[illegible]

もとめさせ給ふとも叶ひかたし 法
華経をよみて文殊師利菩薩のかたちをあらはし給ふ
第一の御弟子と申は法門の奥義を悟り得て
上人と名付る人郡の人あまたの学者とも
本より入道したる人は法華経の精舎と号し一切衆生
済度のためとて法華経を読て
以て三乗を説き法を聞き
無量の罪を滅し我も人も同しく道に入れは
今はかの月を心にかけ別の極楽
年を重ねて月日を送り年の暮に
若き人一條殿の御局の

ゆきて精舎の地にをいて一乗の
法花経の法門文字を説き給ふ
善男善女若やしく親疎を
ちかひの誓所をいたして念仏を
若き人と三親の法とならひて
国の主知らせ給ひて
若き人の法に従ひ
法の道を学ひて
物語を書きて一心の
心をあらはし御弟子
道を深く学ひ念仏

の移り御行をもさまたけ思ひけり同家に侍従す
家中の人々入道殿を恐れて此事をとかめ入道は無
ぬこには家の子郎党も此入道を頼みて従ひ来る
至道の遊ぶ事遂に若しく行方も知らず成にける
定めて元親に討たれ給ひし大恩をば石見の思ひ人ぞ存じ
出て岸へくだりけり
谷真潮曰按元亀四年補任古簡曰三
位少将兼定卿卅一土佐一條殿以墨
消之別書一條中納言兼定卿卅一土
佐元四六月十六日薹簡集系図曰康
政卿天文十一年生至元亀四年庚年
卅一則如同人也然康政之判物自弘
治至文禄数通皆称康政無称兼定焉
且其書中往々被仰出者也仍𣏐違如
件等文言如有所奉命者也甚可疑
高橋敬信曰土佐軍記以康政為兼定
土佐物語初称兼定後改康政皆無左
験也盖附會耳
致和云兼定卿と諸書に康政とあるは誤也
私云兼定と此は他の文に何ケ所も見えたり
土佐郡右師田村石渕岡村常八家譜

曰岡村権兵衛家ハ土佐国幡多一條房基ヨリ出ル
ノ後也兵庫頭ハ条房基ノ二男中村信濃守ト称ス
次郎兵衛ハ一條房家ノ内高岡康政佐竹安芸守ヲ称
継佐竹氏ハ名乗リ職ヲ継キ一代ニテ亡ス但シ其後比
元親ニ敗レ職ヲ取ラス後ニ其子孫ノ名ヲ保川ニ隠居ス
云々
然元云母ハ康政ハ一条房家ノ女ト伝ヘラル
明白也

女
蠹簡集系図曰嫁安芸備後守国虎

内政
一條家系図曰従三位左近衛中将土
佐国司幡多郡官氏天正元年長岡郡
大津城移居八年與波川玄蕃歟清宗
謀将奉氏亡事不成走豫州無嗣薨號
天境院殿守有
歴名土代曰藤原内政 土佐一条
二十三従五位上直叙同日左中将同
三正十一元服轉中将
蠹簡集系図曰従三位左中将母伊豫

宇津宮女天正二年甲戌秦元親徒之
長岡郡大津嫁其女称大津御所後遂
誣波川玄蕃黨逐伊豫病卒伊豫或鴆殺令
按波川玄蕃天正三年三月二十八日阿波海部自殺
土左遺迹語曰内政朝臣兼定朝臣之子
左中将秦元親徒之長岡郡大津城嫁
其女號大津御所生男一人既而元親
亦逐之豫刎遂毒殺之
古城傳兼記曰内政朝臣ハ中村ニおハしまする
御母ハともに宇津宮某女也左中将殿ニ依長宗我部
大津の御所と号ス大津の御所と云天正八年波川
玄蕃かくしまし波川の縁座ニて阿波へおもむき
ゑ我宮内御所ハ元親と別ニ近所ニおハしけり
天正院斗房家房房基房政
内政是も土佐一條とよふや

女
中山氏系図曰香宗我部左衛門佐
泰吉妻一条従三位権中納言兼定卿三女

政親
一條家系図曰右衛門佐母秦元親女
天正八年春内政走豫州後政親移久

礼田今久礼田定祐保護之廿人歸久
礼田御所慶長五年十月國親同除赴
京師一云和列赴
蠹簡集系図曰内政子某一作右衛門佐政親未詳
母元親女内政朝臣沈落之後徙于長
岡郡久礼田称之久礼田御所慶長五
年秦氏滅亡因赴于京師或大和国
古城傳某記曰内政子息親吉ト号シ
大津ニ移シ居ケル母ハ長宗我部元親ノ女也長宗我部
ノ親国ニ住シテ久礼田御所ト云一條家ノ猶子ナリ不入也
其後長宗我部ノ家亡ニ依テ牢人トナリ京都ニ流浪ス其年

春政親上京有しと云ふ
致和云右京図ニ作之故又一條家系図にも
いひの所に見え政親と記し上一条家の係
る所有書出し物出しとあり
右の所見

布師田村岡村常八家譜曰
土佐一條房家天文八己亥年卯月土佐国守護花押
一岡村檢校ト申候ハ土佐國幡多郡一條房家ノ御猶
子也二代目ニ条房家ヨリ幡多中村ヲ預リ布師田ニ居ル
一條房基殿ニ房政殿並ニ致ル佐川ニ住シ祝職ヲ
預リ以後子々代々年々此元祝久礼田職ニテ攻幼ル

落しられ候ふ久保川も此城にて

一天正三年九月に於て中村相模守と東西合戦に及ぶ吉村撰部

田をも乃御立被成候て名を付一條殿の御為に長宗我部元親

和睦せらる也此後は如何の事は其後は云ふまでも城のことや

一天正四年正月十七日於は後の亦もとの合戦に一條殿討死

の後元親一先実に於て至は申付の合戦ニて吉村方の勝負

のかは此御事なりしに一条殿は戦なきに付御前にて御

成敗は此村に吉村勘解由と名を出しては

一元親の御陣にて東にて城を取て得んとして同九年九月中村へ

御出陣有て月廿八人ヶ所の儀を御座候し一条殿は此の山

御出に於て境様の儀に存の事に而は無く役軍法し境様の儀に

右三百人余其中に

一岡村勘解由は明年二月十三日一條殿より当国御召と寺座へ

御隠居ありて明日十四日元親境様押寄明る十五日に付

元親より一條殿も御隠居に付て名郎御家の家

後の合戦に参る事は無之に付討死法浦家生年六十七

其事や

一吉村勘解由は別の名の勢を率て此年正月元年より生年別に

隠れ居て中山の其後相手に付て谷忠兵衛殿家老にて兵衛殿中

各々其者元親の所中に元親同名吉村勘解由に一条殿

方元々侍大将の一の手にて抱申の居て元別に侍様に於て

其勘解由中に今度境様諸士の一条殿御所の

[illegible]仕無之[illegible]中ニて元親ニ降[illegible]山[illegible]

[illegible]

幡多郡中村大工八平所蔵安並氏系図曰 略上

元文

人皇百四代後土御門院ノ御宇文明二年寅九月十一日将軍義政仰ニテ一條関白教房卿円房一家卿ト共ニ下向ス文明三卯年土佐國幡多郡安並村ニ一テ二千三百石領ニ鶏首ニ居城シ安並左京進元清ト改号ス天文五年正月六日高岡郡中ノ越ノ城ヲ領ス右円月為御祝義房家卿ヨリ吉光九寸廿今丹シ領戴ス云々

大海集曰天正八庚辰年秦元親ニ一条内政公合戦起て兎

親ハあり[illegible]陣[illegible]内政[illegible]中村[illegible]渡川

[illegible]元親[illegible]一条[illegible]塩塚村[illegible]

の[illegible]元親[illegible]合戦の[illegible]上山[illegible]武士加

皆[illegible]元親[illegible]引返[illegible]一条[illegible]軍[illegible]

元親[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]一條[illegible]塩塚[illegible]元親

皆退[illegible]云云八年二月十日[illegible]塩塚村[illegible]

一條[illegible]士人[illegible]

出川[illegible]岩村[illegible]下山郷[illegible]村[illegible]岩村[illegible]

[illegible]岩村[illegible]

[illegible]

陣[illegible]塩塚村 今川[illegible]

殿は子孫の御中川原にて大養所と申所に大坂に宿し
天正年七月廿日大坂に移り給ひ御ちかひ有しに入寄と
分別由はとの城主御移なく行ミ入とぞかや
一條兼定卿つく見ぬと我先祖に来御やう清左衛門代申や
有之頃は土佐国幡多郡康政（兼定の御事也）此時に幡多郡に在京
の郡中村に居住なり兼定と宗我部元親に在
通は情ある御方にて宗我部元親の御居城は伊代にて居城にて座
中に元親を大将にて元親が所に有之由を申給ふ康
政を長宗我部に兼定より二年の中にあり
兼定は元親年來の御内蓮池城に立退し時に
幡多中村にて被申と申し世を捨て幡多国に至る元親

遂に出家になられて宗及と内政にの子を家中に付て政親
公は大津御所にて蓮池生城名を国中に来て居名に御座
由緒し在る元親年去の後政親公は宗我部に居る事
有しく宗我部に御身の時は其長宗年の中と国にて田
為めにかし申てあるとも生しき人は此所にくしく
しや
兼定公其国村にて御樽和又は中村にて兼定の由来あまた
御前にて御供にて百姓共に御頼み申し候て御座候
ある御座に御座候て御なき御座候にて申しける
御供御せしくみて其御は御さる御もの古より由の
末に出られて御年との御事をも御申し御申て御

ふとんとつくも衣川のあたりやしきものかくなさみ
勝手付さらみてきつくとやうさに若ひ女ひ諸子に至るも
亂調子こそやうあけりしかんしてまことに浄瑠璃はきわめし
深みなきものゆへものゝしく　此れなるもつまり豊極なる
風きこのうちきあきまかんさとめて正本外に廣まり
志ほらひほるあ神も　何とりしれは蒔ての姫ときも　常に田作
女にもをさなき正本にて浄瑠璃のかけしかなは存る人
浄瑠璃の所とありおゆき浄瑠璃とやおゆきも　たれたる
きゝほうえふきして　たかいのまとりんてかくしくのや
太小節も京町とられ浄瑠璃の浄瑠璃の廣まとりいくしくる我
このまへ深く長刀たるかゝひ手習あるさとし　中村氏廣

中ハ六観すこのかことゝめく豊後国へ御とゝもゝかゆきる色と
の事み毎とこてうさほ浄瑠璃のあきゝまとく自女物とくし
左の比器し無る香山等へ諸く盛時も日夜の京諸流
の法方称きこのう派みく居てきてとやにも元祖まつく
まわらひ豊後国へ梅りまとめ家こる出成あちきさまをうわ
比やあつこくさ館神に如きあるとも言様に何とそれ
を浄瑠璃何まとも文あれく上手あるへ者にありゆきゝ
女中に然とりゆくくさ十一ヶ月初めのたものゝ御残盛
の時にちりかひたる草子あまと　あゆゝ　ところ此十あ
みて盛なはさ田御をなかやうにかとく御用とされを
地下人女とあつて　あまく　一家田舎の者の世話し勧侍

知りもしひし二千年て今と祐もきうかしけ
しらぬや　おゐきふうきんよ女と哉もまし了人くらう
幕定之之黒塚丹て　かんかん形もうゝ見や何と国ばゝ
の由記かうれ海はしても　土佐幸津らも云わる麁別みちと
とて常形ことる年　土佐国中村まし　去若ら東子刀海沢
ねと宮猿ひ謀子中村らう先祖出ることゝ何らゆし
思ひのは謡歌と御ゆくいふるく浅まちかちうのえ
ゆかうひうちらむちらえさうしきあるしものあく
浅茱座ゆかくれかうゝゆきせよ　ゆきうかしえ
土佐国ゆふまそと初りしかへしく　浅深初り
まう初とひかし此ある在ふ猿子在浅あ心とかふまき枝

きかあかとのふゆかふ浅茱座て　ありて　君ら土佐へ立ちもとて
同妃浅茱らちてしうて妃うちふとれは津浪のつゆ
古風らむちらえへさつうて　君津形うと　お妃き
うらえ八女ころゝ心高ふ初子ひまうき　君や主浅座ももて
見え子の◯のゆくうきもりそうやまさもゝふわかた津
包みやうしくゝうふ中村浅先生の国恵久之王徒浜の
浅光子此初誠うとせゐのひしうひし近河の王残
入ありぬ中絹君　今古猿在風と　あのまゝ初りし浅の雨深浜
れつまう財浅ちうう浅うしまうつかまち津くしうたちと
きそえうひ浅液きくさとうゝ津ゆ心　みゆく　海う
お枕之唐人そうしく◯ゑんれくよわちうひく中ゆめ　松田

まいきん修成まいきん蒔のもよし出来る御習ひとぞ
をそへ候四国の立花けうらんとまいらせ候ひけり宮こは
あくもきぬしおしおやこの時和娘ゑ以て国
湖東氏の御事十七八にもなりてよ来るかくて御覧
かくのこゝろ紛願すや此あらたか用人座大寺にて
なれくへ比前あまり清きひま和座積るの日記繕当
然るに昔より清井清白河東道人ともなりて山寺
やしまくへ宮やねまで吉岩京吉光の東一條この屋
守り給ひ候ぬしみもすきし吉岩しや　この
子孫清多か座て中村にも　元来あるかしを所
いまきとこのちまいるむまきしもしくとも長くしまや

法師の流をもて都にてしるし方三町四方また各国方流
二条中木寺町四方は昔一條とかきしか清座のかたしる
つきくし清らのあらはしくるより中へふうけみ御人
三百東井佐々ちまたあまりみ座にそのしこ積座にもなる
ひとくに来たる清座の別無此他日におる中盛との放
の流おほ繕もかくてくも色にかはりこと一に　あるまた
ありて云晩とひつくひあまりまこともあはされんあらふすまれ
まこりおしまれ社人もとひ清めて会は由しせしと
きゝけれ
葉室二吉藤出律きよゑたえ名頭に謹斗あく
清方法の合は方近衛殿ニひ出清世法性寺近習をあらた

迄まゐりし時ハ所詮と覚悟して腹切らんとし給ふを
七万石の家臣百人余並ひに郎等皆々明暦(?)此所中に惜み別し
此外ニ不忠の者共ハ思ひ思ひにいつくともなく此所を落行ける誠
院主兼定公と別れ給ひ清水寺に流れ給ひて大内方へ志
しけるか天正十二年に死別(?)伊予(?)へ移り給ひ其後何
成一條ハ土佐国司として所々押領し是より中村城を
築き住居し給ふ其後長宗我部元親
此子出陣して四万十月合戦ニて四万十川に長宗我部の先陣(?)
の男(?)中村城に入りて天正四年の秋(?)より
一条ハ元親方にて四万十合戦にて中村城を一宇(?)陣を取
中津(?)の一宇にて討死の跡中村城を手に入れ

中にも城をも明退き給ひて落行給ふの由也
一條兼定公ハ豊後国大友宗麟の娘を妻とし
親謀計にて兼定公を追出し国中を押領
其後兼定の嫡子内政を長宗我部が婿として
清水(?)に取て置き居城中村城へ入城し
兼定追出され豊後へ落給ふ二月の事也
けれ共兼定公は豊後国へ落ち行給ひて
清水(?)殿ハ…
又土佐の兼定公は…
祈願…兼定…
豊後国臼杵の…

そうしは法華経を年ころ持しけれは尼子豊後の国のかみになり白
き衣袖にまとひおまんはうはいとまをこひて来りしも
我朝にもかゝるためしありけるにや其後は我も御わかれかハ
おまんはみな悲しみけり扨又御前の御方へは
めしこまれてそれ〳〵にあつかりける
御代々の事いひけるに兼定は豊後にかへりて後は
跡の事共つゝしみてかくれ住ける所にてまつと
思ひ給ひて豊後にとゝまりける其後おまんは何とかや
申されしとはいひしかとも情ある御方の人々の説を聞て不
て右衛門様とは南人なしとききつゝ御前にて申ける
おまんは昔豊後国の主様をさへ討さればなりけり

豊後国の住人神の子孫にて御姫君は大かたの武士のかゝる
豊後豊後の国司にて四国を治め来りし武士の中にて若き
若きもの共を召して御供のかたに申付けり御姫君の御年頃
両方にて法名を定て候とぞ

一条殿は教房公房家房基兼定康政内政
親子八代也　康政は兼定の子也とも云々兼定は七代也所司代
兼定の父は房基の代より住けるや按ずるに池の
治国のおまん此家にても所司の御剣も御前の守護にて
まさにこの代にまた人の代にうつりかはりて文の御名も出たり
四国の大名のうち其後にも家の主として是を尊とし
土佐にて御所は幡多郡中村にて其中一条の代に城を立
川村といふ所より来りて一条家の由緒は此説にあり
おほよそかくのことし

元親記曰　蓮池の城主と申すは　此城は櫓なり一条殿の
分也一条殿は二条家より出て二郎の子也蓮池の城主は論

多く者入置翁や去ほとに元親ハ其由聞て是をわり江
村信濃守殿此まて参りて親子ともや我共弥兵衛の陣まて
左京を或時元親之御事様河手洞穴陣ニ蓮池の陣をと
て有之右如何様之事御坐共に元親所存有之
入る事ハ御沙汰ニ及不申由右之通字様ニ而三ヶ無上仏
私按此戸者家老職筆一條房卿の右為御出被存候
身にもかね自由ニ左京の主ニ大殿ハ此左京も同所ニ而支
一の中にハ是非ニ被仰出候て中さるニ付あるハ先へつとめ
御事之付而仍候ニ付一向に下略通以下 此儀ハ信濃
守ハ一條殿包分や其の時の文ニ左京へ奉行て其由ニ存
候へハ左京を差置其御事ヲ相違無く候実弥兵衛
忽者ニ而大事殿様ハ首尾ニ在付御ニ而相

の事も今ハ必度々の時は法名の所望そのはた
成所御中ニハ其せ元親もちまゐらせ信濃守方へ来り
申候蓮池の中間所内用のも左之御指図に付陣へ
呼寄て川村をさせ振之又まて可北入申候各所自由を
まかせ候蒋兵部ニ被仰ハ言信しく御陣事様方へなり陣
し其中ニ在の内家底新手御指南申付候土佐福郷
信手把みて沖浦ニ候て信手公聖様此三人ニ左の北
是し或時此三人ニ不覚をとりて中ニハ我ニ其所違ふ
此種所存もく候右御所ニ付て候や其事
承も 御存ノ様ニ候ても 右孫の男と河の好
法ニ候ハ猶まんもり 東方へ 忠のもの先陣仕るへし

何とかしても家来ども答て申ていふやうに人ありて
清定京に候て左様申せば新年に於て候也
法皇にも急ぎ申し清定密々申上此由に備前守の
家に所存やと申し十分信用有て候に付き家来私
許容せしや左京と三人共に新役を仰付られ候て御供完
めされ候て[illegible]安堵せしめ人数を率
帰りて元亀元年承応自分方の権蓮池の城を取籠
人数を引いて[illegible]本陣を
はかりて城中の者命を助け御陣を構へ退て
旗を[illegible]一條殿文書の御判[illegible]御判
元親は[illegible]左京[illegible]者後息男一の者[illegible]候

可然と許容して宗と其人信濃守と申す者を御城の者に尋
相談ありて候に付き家老相談を立て候て一條
殿へ召されて候に付き自害す 一條殿と元親と通じて居
しや
長宗我部元親は信濃守殿御分に成て候に付き信濃守
條兼定年久しく信濃に居て東京中村御所より奥連続
其内の御同年の兄弟先元親殿なり 長宗我部元親は
一條殿御年寄にて元親は御前にて候得共入参り
陣所に居候て人数を出して家老共に一つにて相談の後
すなはち出陣の節 相図して 御帰り候也 其元信濃守
に御座候て一條殿の後に兼定卿出て候也 信

浅井ニのせて元親ヘ内通として節間をうかゞはるゝ一條殿の
御陣所へ先一と先詰て條條来るゝ別帰大夫郎宅を座るゝ奥
下知し此砂子仁井田表はり浦戸富川東志和船穴見西原に陣取
長ぐ六人陣取し人質取出す所より来る限り一ヶ御陣取し
玉部しや不思
情多も居ませ年 一條殿ハ高岡郡の主西二郎の主也将
本家近一家康の次ぞ剰を相なぞ可れ人々元方申も
謀も其の科すも 挟持を頼ぬ頼とひせみとせらる 既
有ると存る等所と云一の居りと是非申せらる ま申まし
真田の侍共取を申おりし方申如く詰る見る鉄蔵
様子なども取らず俵之情多の毛人力共内悦志ひとやらる

又一條殿を退死し若君には元親ヘ進し守ると頼ミ様子
條ぞ内談合を極て元親より先に江村備後守と云るる様子相
談合せし者の取次を頼ぬとの事也元親殿中へ念を出し御座
候而先年一條殿と別居ぶる者ヘ此方此所は元親より如何の大
将として 其猶まゝ情多の長若と申通事まで有る
御座し元親への内證抜之本へ御待居ると元親は従之
まつ元親ともは不思由而事にて本意の不残様代の御事ゆゑ
不可返とくして何之とも存る 談合にて情多の御座を元親
申さるゝ事にて文申に出るる江村備後守へ進る所の親の
御内ことも居ける様子あらば若君談合ともに極め申候し
随て此後也 可申して置てこれ見とる其ろ元後見の体

合戦の無程遅刻之故又一条院へ使をたてゝ宿所へ遣文
承候とて頓て両の将軍へ遣し是へ遣す旅中
大事候へ一条殿御当来へ入られ候て後入ともに此故
然とも許容之有間の紀一氏遅延や然れ共所ゝ住候し
乃ち兵部大輔を討て一条殿を討捕ま兵部ハ
若くも情なくも三好に出向事をと元親へ書を以ふミねと
あまりに不便と存知し一揆に元親を逆徒大
体の陣ゆ陣を構す中村の陣をとも元親の合戦に左京亮へ
執え之刀祢大夫の許に従ひ陣を構へ三方に力を情なくの
節之重る為にて陣之為を以てを候ゆゑに
安存候て東方へ引退き之て軍勢にて引落る観

五ケ所の城を責落し其内安芸並左京進と云者
此度の始末をも元親に申付候とも切りかゝり置き
候大将一条殿へ元親是を婿と聘し若君一人生れ参らせ
候縁有けるに元親も既に不便に存し候や
情ない細川宗鉄の事　土佐ハ細川より西を打取らん
と存しゝ細川の内東も安芸郡を細川に預け
置ひとまず大津に上り彼元親も中村の陣して合戦の
評判有けるに以み元事ゝ上の方へ御所を取らんや去
長左京亮と久武親信吉田内蔵之助ら為　細川殿
大将先陣として川を渡す敵将御無事と見て川
越四万五千渡しハ甲中にて遠く川へと取つて合

ありしより讃もいしくおかす山川をへた細川陸奥守
地代を定め一古徳仕候とて讃ハ被申越に付
早々馳参の国へ返され御城明渡し上御座候て被成
下剋上の砌首を取り顕然の兼此時名誉も可有之
御心にて何の沙汰なく乍去仕合
御様子立寄し土十三日と人数ども引返し若の御手
ハ讃岐廻りて人数をも討取る所ハ御得心なれども打取捕
遣しくて程なく返しき、その後ハ立延て
又首様とて是に付申由の沙汰有之候
此国より帰りの様三百の余り路次に有之ハ府中も大形
境よりも御返し被成候由風聞もしあり候

八月十五日の晩ハ十市備後守ものの陣へ押寄せ候所
此度は情なきことに存候
長宗我部勝間様教の文 此勝間は情ある山の陣と
申付候所ハ爾々備へて 又上文勝間御返しにて
其ほとハ猶とも立返し方の返事をも延なくて
是ハ都合よく存候所にて此の様子に其後ハ常々連判
其後ハ御心得にて此段申遣候 讃岐も不残候て
門のことくに割付て何れも 阿波国阿部と細川と親
春より阿波の内にて 様々と切々申候や勝間兄弟二人
二男次郎を附三男五郎左衛門ハ二人親の返事不被申
所に上の者ともことごとく つかまつりの者ことごとく参

邑所にて此事を聞て　蒲田の嫗を聞て波川婿
子成二郎が家来の者を一所に残し　つらさをもおしへ
年五月中旬に押寄て誅罰せしや
大津勝川庄司一條房と成る年　右京河原
殿の時佐野是を聞て是も　殿子実ぞ極年月を
行しに其外波川庄司に依て短文出す之親殿今別中
殿子にて侍る一條房に依ては進や　何の子細にて　右様
不足にも申し思ひ立ちをも一家中に仕るへの間に不義
少将家殿中の殿に左親子　つまり殿らぬ様御座候
左様にもなく公儀の殿中に候へ共一所にて奉公を申へし
也と殿　已に殿へ出来候事ぞ城中に差置　連れ殿

年比何とぞや急別仕事の時に仕成　殊に見へ
存じ候所に候程に人中にて　つとめとも　忠を立置
良案若者を取られの与頭に異なれ　つかへし
無法成り利分に候波川を仕合に其の首取て可然
御前に宣子絶えて此分の仕合に候神中其を守る事可
此所に有ても何の事なるとも　法度を守て公儀の法度
乗掛に申しけれ共是をも甚の申にて存ずる様
与へ候所に不届き候事を二人の者共か君不義を申
思案して彼是の事をも申付たる事　御使にて申
然らば織田をも連れ候へ共　聖寺の家来被
下候所に相改候処に宜しくとも被申付ける文

悔ハ益なし[illegible]

[illegible]

長元物語曰元親公武威ノ御誉マしく一先
四國ノ主ニ成タマフオモムキヲタツヌ
レハ同國ノ住人吉良大胡良本山三人知
行界ハアラソヒヨリ弓矢ト成テ彼三人
一味ニテ元親公ノ御祖父兼序ノ居城へ
取懸一類不残討果ス其時兼序ノ御子息
御年六ツニ成タマフチ王殿ト申ス若君
一人ヲ近藤トモウス譜代ノ侍破レタル
竹皮籠ニ入テ敵ノ中ヲ紛レゼゝ同國四
日道隔タル幡多郡一條殿へコヒリ右ノ
段ゝ申上ルニ付テチ王殿ヲ一條殿御抱
ヲカルゝ処如件
一條殿御法名光壽院殿トモウセシハ武
辺御調畧マしく伊豫ノ内宇和郡へモク

ウハンヒサシヲ御オロシ土佐国中ノ侍
天方一條殿幕下ニ属ス或時一條殿高キ
二階坐敷ヘ御上リナサレ御涼ノ時長宗
我部千王殿七歳ニテ御側ニ祗候有一條
殿御戯言ニ千王コノ腰戸ノ上ヨリ庭ヘ
飛ナラハ名字ヲ取カヘシツカハスヘシ
ト言ヒタマフ御詞ノキレサル内ニ庭ヘ
飛タマヒケル歳タケタルモノモ難成所
ヲ名字ノタメニ一命ヲ捨タル飛ヤウカ
ナトテ一條殿御泪ヲコホサレ御近習マ
テ皆泪ヲ流シ玉フ則一條殿ヨリ本山吉
良大明良三人ヘ連ニ御理ヲ仰ラレ長宗
我部ノ御本領三千貫御取カヘシ進ラレ
則御帰城有テ則御元服宮内少輔ト代々
假名也宮内少輔殿御親ノ敵本山吉良大
胡良三人ヲ遺根ニ思ヒタマフトイヘ氏
敵三十大身ナレハ御本意トケラル丶行
モ難成年月相延所如件
安キ郡ニハ安キ殿トテ知行廿千貫當郡
ノ守護ト云フ元親公トトリアヒノ道廿
六里其比安キハ一條殿御縁者ニツキテ
五日道隔タル一條殿御領幡多ヨリ人数

三千安キニ加勢ナサレ元親公ノ御居城
ヘ安キ取カヽリ切岸屏際迫責ヨセ戦フ
ナカハ何トカシタリケン暮方ニ安キ衆
ノチ崩有ソコニテ城中ヨリ切テイテ香
我義野三里カ間夜ニ入追討ツカマツリ
其時元親公ノ軍大将福留隼人後受領ヲ
飛弾守ト云フ熊谷源以後受領ヲ伊豆守
ト云フ福留熊谷ニ詞ヲ掛テ申スヤウ是
程ノ大崩荒切メ通レ小切ハ若モノトモ
ニサセヨト云フ福留二十人切熊谷十八
人切ル是ノ詞後ク迫國中ニ沙汰有

幡多郡一條殿御法名光壽寺殿ト申セシ
ハ武道御調略ナクレサセ土佐國中侍各
幕下ニシヨリシ伊豫国宇和嶌ヘモ庇ヲ
御オロシ諸侍ナシミモ深レソレヨリノ
チ三代ニアタル一條殿御家門様ト申ハ
御形儀モ荒ク諸侍衆モ戒ウトミソ子ミ
或ハ他国ヘ退セ御家中粮鋪砌元親公土
佐七郡ノ内六郡御手ニ入ハタ郡ニハ少
モ御カマイナシレカレ氏御家中次オニ
イナモノニ成行サレ氏土居宗算トテ武
边分別モヨキ家老有此宗算堅固ノ内ハ

何事モ御家破滅ハ有間シキトテ末々迄
頼ヲカケ存所ニ宗筭ヲ御前ニテ御手討
ニ御切殺依之國人侍家老中ロテ我身ノ
上モオホツカナク思ヒケル然ルトコロ
元親公ヨリ一條殿ノ家老并ニ國人侍三
十六人ノ城持衆ヘ仰ツカハサレヤウハ
一條様御先祖ハ長宗我部家先年ノ御取
立成サレ下サル丶故主君同前ニ奉存所
私安キト取相ノ時御人数ツカハサレ私
居城ヘ雖截取天運ニ叶ヒ安キヲ亡申候
其後津野ト合戰ノ時モ御力セイ成サレ

候シカレ氏津野モ我等ニシタヒ申候加
様御悪成サレ候トイヘ氏ツヒニ討モ一條
殿御オロカニ存不申之條家老國人侍分
別ニヨリ若君様ノ御後見モ可被成ト元
親公ヨリ被仰オモムキニツイテ一條御
家門様ヲ御隠居セラレ若君様ヲ守立ル
様ニト家老國人一味メ御家様ハ豊後大
友御母方ノ御一類タルニヨリ是ノ方ヘ
送申所如件
一條若君様ヲ御取立申ニツケテ一條殿
家老羽生為松山路安並是ノ四人國人衆

ト一味同意ナル所為松安並ニ人國人ヲ
ナイカシロニスルニヨリ國人衆ノ中ニ
大岐加久見立石江口橋本山路上山伊與
水和田小嶋依岡ヲ云ヒ合セ安並為松ニ
色ヲ立取合家老衆屓ニナリ安並切腹ス
為松兄弟鍋嶋ノ城ニ居ルコノ時云合セ
タル衆鍋シコノ城ヲ責落シ為松兄弟一
類不残討果シケリ抑一條殿御一族公家
ニハ東小路殿西小路殿飛鳥井殿仇百殿
白川殿ヲ始皆々他國ヘシリソキ公家一
味シ國人其外小身ノ侍マテタチ退キ然

ル處ニ小嶋ヒ雲依岡左京ト云者彼立退
衆ノ知行在テ所々放火イタシ忠節ニ成
元親公ヨリ小島依岡ニ知行二百町ツヽ
外ニ三百町ツヽ下サル是時小侍モ人シ
チイタシ相済モ有扱又大身小身コノ時
身上果タル衆数々有也
元親公ヨリ幡多郡ノ國人侍ヘ仰ツカハ
セラルヽハ其地内乱ノ処ニ御幼少ノ若
君御坐成サルヽヿイカヽナレハ近頃恐
多キヿナカラ元親娘進上ツカマツリ則
我等近所ノ大津ノ城ヘ御移シ可有ト仰

ラル、赴ニツキト御評定相済則大津ノ
城ヘ御移リ婚礼相ト、ナヒ上下悦申ヿ
斥也一條殿御居城ヘ平人ハ恐レ有トテ
則元親公御舎弟吉良左京進入城申サレ
是限ニテ土佐一ヶ国残所ナク年々ノ弓
矢相続十三年ニテ元親公御存分ニ相叶
ム所如件
一條殿ハ幡多ニテ一万六千石ノ主ニテ
中村ニ在城ナリコノ御一門東小路西小
路入江飛鳥井白川殿也御家老ハ土居羽
生為松安並四人ナリ侍ニハ大岐加久見
立石橋本山路上山和田鶏冠木三上米津
梅青軒都築伏升蜷川大和田平田伊与木
吉奈荒川森澤国見入野竹田秋田蕨岡波
乇佐賀宿毛下加江依岡小島若藤敷地入
田栗本長嶋依田本井津川塩塚幽川恵瀬
ほ楠村一宮神主飛弾守以上五十四人十
り　下略
土左軍記曰一条房冬卿之事　抑一条家ハ藤氏
土佐ノ国司ニテ国司七人ノ内ニテ摂家ニ准シ幕下ニ属ス先祖
房家公ヨリ房冬卿迄四代凡五十秋七千余年連綿タリ房冬卿
然ルニ天文年中八月十六日兼定ニ出家シ給ヒ其後国ヲ去入道

宗麟ハ清母子和談ニ依テ大友館へ返リ玉ヒケル
吉弘七郎六郎元親討手として構五郎小や一岡に乗り追
懸させんと学の内にわたりけるか又見圍ニ取て
居まひ本山合戦ひ剣を抜て浜ちへて引て居る所
に又ハ海より見むかけれハ押くれんと合せ申けるを
智縁方へそはし貞盛清を先と申て是ニ付て云置し
それ一條殿には元親様盛清の人数う渡りて後は各手
勝部とはむ出たりし清ちの中より立て難渋する兵を
竜あへ皇これとも宗を土佐宗我部ハ男弱兼備 有之由
あたし家中ともに母をわたりと元親も 此宗我部あるへき ハ
まこと一向出入なり 引れ取なと申と申されハ先宗我部成敗と仰

候と申さらし宗か志にて様通ハ彼とつら武威の
かくし甚と連ておきて内なと家中のともかわらず様ゆへ
親時隠候とてうへ元親籠逆す正家弁と同道の様ハ
ひそか家中にあらせて名に近ハ出さてむつからなく宗我部元
親せ入預逆ひとわしにもの一条居けれハ
罰入てとられし候若谷なくしともしさやきしれハ
今ハ疑をなしてそ剣土佐とかかれて後ハ隠縁の企有
まく刀を土佐色縁へハ宗我部よりは計らハしるを
家運のまた成けれハ天魔のなす所にやみなかれ歎の中
死そん所の何ハとふらにて思はん人もなしと云
の隙御座 居まして我死居ハ実ならハ極てしまやくは服

頼らんとて首級伸てくしよらなとハ一條殿にハ〆まゝに首級付属と
さしたん万事申此上にとらんとハ切さへ万事[illegible]
家中にてやと靈柄をもって出給と古きものみ申すとも
御あひて本誠天継に来年今日元親を申す事の御遺言
八月今日日始にゆらて以て親貴をもて誠の所をも斬残
一條殿家老等團結三十二人の諸侍蒼く遂られけるハ房
家の元國にて討立兵事此子かられ御しとなる也と
元親も引て誅して右年来文治と成出約して其兵
家来と共に元会の時は人數内召寄あつて文代親し合戦の
時と江の路に成て元一条江始刻作らせ君を遅々と討居られ
かゝるに一条殿家来首級切られたると此とも文書を手折也

来らす其のまま一味の〆し　誅者此手段にあつて元文の事にて
臥出て惑至極なる今は誠無成る所にて候其上常なる
依家の中ならハ家老共惨殺の御事を若君
孫後人の法を連名の道ふ中納とれけれハ君お宮許容
して兼定公此旨御事とて法事にて是元年中に此
家人共家出ハ来代是れハ家の君殿とてさへしとや兼定
[illegible]にて法のよて御供居て遅々君大切に候先祖元親
治らんとて一条殿家来所しけるより一事も手放して
家老相生の秘あり金山路此四人國侍もあまたより太夫
三元江口家人其見極なり名と和田中務　但馬守と云合
大合と成家を討ちの日生本上申切捨と者親え申渡し上城

へいとりなる城をのかれ両惣こ西の手ニ大事となりしか松の丸
を落切よりかゝる故ニ講和しけれハ若君高次のゆるしを
御様子にや大津の城を相渡し其身は高野山へそなへて衣鉢を
可仕たしとの事なれハ家康公是を先見えさせ給ひて大津の城
一度ならず危く見えし其後の恩賞にて宰相になし一万石
加増被下今迄ハ六万石なりしか是にて其家臣は大名となり
若狭一ヶ国を賜り高次の子若狭守忠高なれは一万石を領して
後にけれは父子ともに御恩を蒙りけるよし其後
相続して細川家の侍と成り相伝の家をつかれしとなり
代々繁昌して今に其家続き大名として諸大名の中に名高し
京極家高次大名の子孫にて其家を繁昌させらるゝ事とそ

一京極宰相高次は若狭守を百町の領地を
守りて東海道より大津の城中へ籠りしか其日に至て家臣
男子一人も出なかりしかは内々籠城の事を聞えてありしか
ともに大津の城を退出して別に居る所に君の
久しき因果つきて京都の所司代にも其旨を
の使者来りしかとも此時其人は早く死にけるとそ
すゝむるひとも切られすして家康公に付て其
代々京極の家は永く続き今に至て繁昌なる事とそ
依て申し君とはあさからぬ契りなりとは
其後まても世に伝へて家康公に仕へ天下を治め
一国を賜りて代々の家とせしとそ

卯本土佐軍記 土佐國守護職之事條 曰畧上中ニモ一條
太閤兼良公ハ年比都ノ御住居モ懶ク思
食ケレハ令ハ大廈高墻ノ中ニ身ヲ安輕
罹緥苗ノ上ニ再ヒ可娯期ニモ非ス卑ヒ
日来ノ殊意モ時至リヌト密ニ忍テ南都
ノ都ノ舊ニシ跡ニ御身ヲ埋ノ出閉閑跡
ノ御住居其昔ニハ引替テ申モ中ミ愚十
リ加擶御父子皆引別レ玉ヒテ前殿下教
房公ハ西海ノ逆浪ニ漂泊シ兵庫ノ浦ニ
逆旅玉フ御子房家朝臣ハ船ニ召シ土佐
國ニ渡ラセ玉ヒ長岡ノ郡岡豊ノ城主森元
勝十六代ノ末流長宗我部兵部丞文兼ヲ
御頼アツテ御坐ケルカ翌年同國幡多郡
中村ノ古畳ヲ點メ遷セ玉フ大勅勘ノ身
トナリテ左遷配流十トコソ聞モ及ン事
ナルニ御身一ツハ置処ナク御父子離居
シ御悲ミ喩テ云ン方モナシサレモ古ハ
台階槐門ニ冊シテ瓊臺瑶室ノ中ニ成長
セ玉ヒ詩酒ノ花ノ下ニハ春風ヲ紫闥ノ
秋ニ白ハシ仙宮ノ秋月ニハ緑竹ノ御遊
ニノミ陪ミ玉ヒテ更ニ他ノ葉モナカリ
シニ今ハ鄙ノ御栖居斯彼ニ零落玉フ歳

子陵カ釣臺モ御脚ヲ伸ルニ水冷ヘ鄭大尉
カ幽棲モ薪ヲ樵ニ山峡シ一業所感ノ世
ニ生レカヽル憂目ニ合セ玉フウタテカ
リシ世中ナリ待トハナシニ明暮テ同キ
四年ノ三月ニ山名入道宗全病死シ同年
五月ニ細川右京大夫勝元モ重病ニ侵サ
レ卒去セシヨリ京都暫ク静謐シケレハ
房家公ヨリ大樹義政公ヘ御願アリテ土
佐國司ヲ御所望アリケレハ幕下即チ啟
聞ニ達シ天気ヲ窺玉フニ早速勅許アリ
幡多郡ニ於テ一万六千貫ノ領主トシテ

中村ニ御在城ヲ拵ヘ玉フ大樹ヨリ七郡
ノ守護ヘ御教書ヲ被下ケレハ各其旨ヲ
領掌シ一條殿ヲ主君ト崇メ中村ノ御城
ヘモ仕ス抑土佐七郡ト申ハ幡多吾河土
佐香美安喜長岡高岡也備七郡ノ守護
ニ本山安喜大平山田津野吉良長宗我部
トテ各三千貫ノ領主也森國澤千屋敷井
田此四人ハ二千貫ツヽ領主也其近辺ヲ領
ス房家公御譜代ノ舊臣土居羽生為松安
並四人ハ執事トシテ民ヲ撫育シ士ヲ敬ヒ
テ其身謙遜ヲ専トシ礼義甚タ恭シ備又

外様近習ノ諸士ニハ大岐加久見安岩江口橋本山路上田和田鶏冠木三上米津梅青新都築敦賀蛇川大田和平田伊與木奈良荒川森澤國見入野竹田秋田蘇岡佐賀宿毛賀江依岡小嶋若藤敷地介田栗本長崎佐田本井阿津下山勝間高瀬水蓼川塩塚鎧川安瀬楠村一宮ノ神主飛弾守等ヲ初トシテ以上廿十四人ナリ

土居宗算諫言ノ事元亀三年モ暮過テ天正元年ニ改リヌレ氏諸国ノ乱逆未止互ニ豺狼ノ心ヲ擅ス中ニモ三好長慶尼子勝久嶋津義久毛利輝元大友宗麟長曽我部元親等ノ諸将大ハ呑小強ハ弱制シテ津ゝ浦ゝニ至ルマテ一日モ穏ナラスサレハ樵老漁夫ノ僻迄枕ヲ安キニ措隙モナシ去程ニ土佐國ニハ長曽我部元親已ニ六郡ヲ屠取鷹揚ノ威ヲ震ヒシカハ國中是カ為ニ梢ヲ突クモノ無リケリ往年安喜津野兩城ノ戦ニ一条家ヨリ聊カ援兵ヲ使ハサレシ更元親深恨之トイヘ氏國司ノ御家人ニ土居宗算トテ武勇智謀人ニ勝レ究モ范蠡伍子胥カ忠義ヲ兼シ者

ナレハ卒忽ニ師ヲ發シテハ彼カ計謀ニ
墮ン事ヲ恐レ何トソ其計ヲ以テ宗算ヲ
ナキ物ニセントス寤寐ニ心志ヲ悩シケル
抑幡多郡一条兼定卿ノ御簾中ハ宇津宮
ノ姫君ニテ若君マテ誕生マシ〳〵ケレ氏
御心ニ不叶事アリトテ永禄年中ニ御離
別アリテ晝夜酒宴遊興ニ耽リ又ハ山河
ニ漁獵ヲ事トシ其上ニ力業ヲ好異粧ヲ
專トシ佞人ヲ愛シ心ノ侭ニ民ヲ貪リ田
臣ヲ追放サレシカハ土居諫言ヲ加フト
云ヘ氏更ニ承引坐マサス其頃豊後國大

友ノ姫君容色双ヒナキ美女ノ由ヲ聞傳
一向戀佗サセ玉ヒ長尾監物ヲ使トメ再
三乞受玉ヒシカ氏宗麟思惟ヤ有ケン再
往使命ニ不従シテ被申ケルハ當時干戈
ノ時ニメ人心ノ反覆難計候所詮人質ヲ
賜ラハ御所望ニ従ヒ可申由返答アルニ
依テ宇都宮殿ノ若君ヲ可被遣ニ事究リ
ス宗算此由ヲ聞テ大ニ愁傷シテ申ケル
ハ土佐一國ハ數代當家ノ政道ニシテ郡
分城主モ下知ニ背ク事ナシ然ルニ昔年
西園寺ト闘諍ノ後ヨリ元親我意ヲ欲ニ

シテ數郡ヲ伐リトリ威ヲ國中ニ振ヒヱ
當家ハ有レ𪜈無カ如シ其上君ノ御行跡
旁以テ亡國ノ端ナルヘシ從來元親一國
ヲ呑ンヿトスナルニ由テ譜代旧功ノ者マ
テ元親ニ阿リ諂フ是軽忽ノ事ニ非ス此
度又人質ヲ出シメ大友ニ縁ヲ求メ玉フ武
畧ノ不足ル也内ニハ元親間ヲ窺ヒ外ニ
ハ大友虚ヲ搜シ君闇シテ政ヲ治玉ハス
サレハ臣トメ諫サルハ義ニ非ス恩ハ命
ヲ惜マスト力ヤ御兼引ナキマテモ是非
諫言ヲ申サンニハ不如ト一紙ノ諫文ヲ

指上ケル其文ニ曰
一前ノ御簾中御離別ノ時甚再三防諫申
上ルトイヘ𪜈御兼引ナク御公達マテ御
出マス御中ヲ差タル事モナキニ御離別
進サレ候事御短慮ノ至也言行ハ君子ノ
樞機ト申候ヘハ能々御愼可有御事
一今度大友家御縁辺ニ付テ若君ヲ人質
ニ可被遣事甚タ不可然候大友ハ大身ニ
シテ威ヲ九州ニ輝カシ八紘ヲ掌ニ入ン
ト欲シ間モアラハ當國ヘモ發向セン欲
然ルニ人質ヲ渡シテハ彼カ下知ニ背事

成ヘカラス其上長曽我部数郡ヲ伐取御
下知ニ従ス今此節ハ別シテ御身持ノ大
事ナル折柄ニ何ハ御遠慮モ十ク日夜宴
楽ヲ専ラトシ玉フ叓偏ニ唐ヲ御招ナサ
ルヽニ似タリ大宴楽ハ燋費トアレハ御
料簡可有御事
一常ニ大太刀長刀御衣服ニ至マテ異相
ノ儀ヲ御好被遊叓甚不相應ノ御形気ニ
御坐候劔術軽業事トスルハ匹夫ノ勇也
修身齊家ノ御学問コソ肝要ニ奉存候張
子房謀ヲ帷幄ノ中ニ運シ漢祖四百年ノ

皇統ヲ持テリ若衆恨ミ民背ナハ何ノ功
ヲカナスヘキ夫異物ヲ好ミ候ハヽ亡國ノ
表トコソ承候ヘ深ク御思慮ヲ廻サルヘ
キ御叓
一當世ハ一鈎ノ金ヲモ兵器ノ助トナシ
給ハヽ可然ニ近年御遊興ノタメ別殿楼
閣御普請美ヽ敷泉水築山巧ヲ尽シ候叓
其費莫太ニ候古ハ万乗ノ君スラ民ノ費
ヲ厭玉ヒ御殿ハ土階三尺茅茨不剪細椽
不剥トコソ承候御事
一毎日御鷹野川狩ノ御遊覧卒苦ニ民労

シ其費不少候昔日晏子齊景公ニ諸テ流連荒亡ノ行ヲ止ム終ニ晏子君臣相悦ノ楽ヲ作シリ是景公ノ賢徳アルカ故也由時ノ農隙ヲ以テコソ民ヲハ使フト申シ候ヘ頃日ノ漁獵ノ御沙汰全ク武ヲ煉ル御仕業ニモ非ス徒ノ御遊興ト奉存候御事

一若年無骨ノ溢者或ハ巧言令色ノ諛者共御近習仕過分ノ俸祿ヲ給リ内縁ニ因テ権威ニ誇リ数代舊功ノ者ヲハ御前ヲ遠ラシ或ハ罪ナキニ御勘気ヲ蒙リ他國ニ離散ス是偏ニ讒諂面諛ノ輩ノ君ノ御心ヲ迷スカ故ナリ玄宗楊貴妃ニ愛溺シ玉ヒ楊家ノ一族権ヲ取テ終ニハ蒙塵ノ災ヲ致セリ御身ノ上ニ比較スヘキニアラサレ氏其色ヲ好テ亡ル所以ハ一致也能々御慎可有御事

一先年某数諫言申上候ヘ氏聊モ御承引ナク非法ノ御政道故譜代恩顧ノ輩モ元親ニ心ヲ寄主ヲ賣テ身ヲ立ントス只今思召合サルヘシ堯舜ノ聖朝ニハ誹謗ノ木ヲ立諫諍ノ鼓ヲ掛ラシ衆人ノ謗諫ヲ

知シメシテ御身ヲ検策シ玉フ匹夫ノ賎キ言ヲモ挙用ヒ玉ヒテコソ政ノ正シキトハ可申ニ偶諫諍ノ者アレハ直ニ御機嫌ニ背キ諂ヒ阿ル輩ハセ厭仕候政不及是非候御事

一常ニ碩学ノ名僧博識ノ老儒ヲ召シテ御学問ノ事第一ニ奉存候夫文武ノ道ハ車ノ両輪ノ如シ治世ニハ文ヲ以テ先トシ乱世ニハ武ヲ以テ先トス君使臣以礼刑ヲ行フニハ以義民ヲ養フニハ以仁文ニ交ルニハ以信是皆文学ヲ以テ本トス

又軍國ノ要ハ衆心ヲ察シ皆務ヲ施シ危者ハ安之懼者ハ歡之叛者ハ還之冤者ハ原之訴者ハ察之卑者ハ貴之強者ハ抑之敵者ハ覆之毀者ハ復之反者ハ廢之横者ハ挫之満者ハ損之歸者ハ招之服者ハ活之降者ハ脱之是兵法ノ織文ニテ将ノ要トスル所也加様ノ事モ無学ニシテハ猶猴ノ金ヲ弄スルカ如シ御得心可有御事

右ノ数條ハ諫文ヲ奉ル事偏ニ君ヲ重シ私命ヲ輕スル所也然ニ御思慮ヲ廻ラサレ是ニテノ御行状ヲ御改メ不被

遊ハ嗟臍ノ御悔到来可仕ト奉存均モ
臣タル道ヲ尽ンタメ如此申上訖
兼定卿一々披覧アツテ是尋常辨口者ノ
言ヘル処ニシテ耳ニ入テ諫シ吉本ヨリ
此等ノ事ヲ知テサランヤ古法ハ今ニ宜
シカラス榮辱浮沈ハ皆天命也老耄ハ理
窓沙汰片腹痛シトテ更ニ用ヒ給フ気色
モナカリシカハ宗算カ金玉ノ忠言空シ
ク灰トナツテ亡國ノ其基ウタテカリケ
ル事トモナリ
土佐一条家沒落ノ事　爰ニ元親カ矛香曽
我部左京亮ハ一条家ノ侍佐竹信濃守平
尾新十郎土居治部太夫沖弥藤次ナト月
頃音信ヲ通シ懇款不残時々會合シテ酒
茶ノ興ヲソ催シケル或時左京亮カ亭ニ
會シテ此程ハ踈遠ノ条ヲ述四方山ノ物
語ニ酒モ漸ク酣ニ及ンテ左京亮膝タテ
ナヲシ熟当時天下ノ挙動ヲ観ルニ英雄
蜂ノ如クニ起テ干戈暫モ無止時古人ノ
提操刀必割執斧必伐ノ時至レリ一条家
日々奢侈ヲ専トシテ弓矢ノ術ニ拙シ夫
武士ハ身ヲ立家名ヲ揚ルヲ以テ志トス

旁此家ニ在テ何ノ益カ有ヤ唯元親ニ一
味シ玉ハヽ阿波讃岐ヲ手ニ入立身ノ叓
眼前ニ有ント憚ル處モナク申シケレハ
一座ノ面〻皆肺腑ニヤ落タリケン一議
ニモ不及同意シ則起請文ヲ唇伸水ヲ呑
テツ盟ケル其后元親内縁ヲ以テ宗算ニ
睦シ巧言令色無二ノ媚ヲナシヨリヽ異
国本朝ノ名物ナトヲ贈リ毎月音信ヲ運
ヒケル宗算心ニハ喜サレ氏元親久シク
異心ヲ挿ム叓破レナハ國中ノ騒動モ止
ナシ彼カ叛心ヲ宥ント其叓ナク折ヲ窺

處ニ例ノ共人是ヲ國司ヘ訴ヘシカハサ
テハ宗算元親ニ與シ謀叛ヲ企ルト覚タ
リ所詮彼メニ先ヲ越シテハ噬臍氏叶マ
シト則宗算ヲ騙テ召寄ラレ是非ノ糺明
ニモ不及取ナク首ヲ刎サセラル兼定ノ
短慮宗算カ不運言語道断ノ事共也昔日
楚ノ項羽カ短才モ范増カ智謀ニ依テ威
ヲ海内ニ震ヘリ然ルヲ漢ノ陳平カ反間
ノ謀ニ項羽アサムカレテ范増ヲ殺セシ
ヨリ高祖天下ノ主トハ成玉フ彼ヲ思是
ヲミルニ当家滅亡ノ先表トソ見ニケル

抑三軍ノ敗ハ狐疑ヨリ生セリ一条家ノ
諸士互ニ危ミ疑ヒ或ハ虚病ヲ構ヘ出仕
ヲ止或ハ不平ノ心ヲ懐キ自ラ全守ノ計
ヲナシケレハ先ニ香曽我部ニ与セシ者
トモ時ヲ得テ彼ハ元親ニ内シタリ此ハ
謀反人ヨナト、流言スルホトニ是ヲ聞
伝フル国中ノ諸士騒動不斜夫上失中正
之徳則下懈慢ニシテ為逆乱君紀綱之権
則民遅頼ニシテ為嫺賊トカヤ元親大ニ悦
ヒ刃ニ血不塗シテ幡多郡ヲ執タリト一
条家ノ属従国侍三十六人ヲ召集テ曰ヘル
ハ某先祖ヨリ国司ノ御憐愍ノ筋ナレハ
主君ト奉仰処ニ当代ニ至リ某安喜ヲ攻
討時御加勢ヲ被遣其后ニ又大膳大夫カ
申条ヲ御承引アツテ蓮池ヘ御人数ヲ籠
ラルサレ氏某以武勇安ヽト西城ヲ攻落
更偏ニ天運ノ祐ル所也故モ十ゝケ程ニ
某ヲ御悪ミ被成段无謂当時国司ノ形勢
タヽ婬楽ヲ好玉ヒテ正道ニ心カケナリ
下怨恨テ民ノ心背ケリ人心不服時ハ
独夫ナリ熟世情ノ好悪ヲ察スルニ兎角
兼定卿ヲ廃シ若君ヲ取立其御後見ヲ申

サシト思也一味同心ノ人々ハ一紙ニ連
判可有ト大ノ眼ヲ怒カシ否ト云ハヽ一
人モ不餘切殺サンスル挙動誠ニ王莽董
卓カ悪逆曹操桓温カ英雄ニ不異元親カ
左右後従ニハ究竟ノ手柄ヲ顕シタル荒
者共太カノ鍔本ヲクツロケ八方ニ眼ヲ
クハツテ扣タリ満坐ノ人々元親カ威勢
ニヤ惶タリケン又ハ当坐ノ難ヲ遁ンカ為
ニヤ有ケン異議ニ不及一味同心ノ連判
ヲソシタリケル元親大ニ嶺諾サアラハ
一条殿ヲ擯出シ若君ヲ取立ント則我娘

ノ聟君トシテ吾川郡大津ノ城ヘ入参セ
吉良左京進ヲ傅人トソサレハ不善ヲ顕
明ノ中ニ為モノハ人得テ誅之不善ヲ出
暗ノ中ニナスモノハ鬼得テ戮之トカヤ
哉程ナリ長曽我部ノ一跡滅亡シケル天
罸ノ程コソ怖シケレ

一条兼定卿赴臼杵給事　去程ニ一条リ
兼定卿ハ元親代々ノ親附ヲ弃テ已ニ逆
心ヲ企シカハ螃蟹ノ二手八脚ヲ落セル
如ク昨ハ天人歓喜ノ園ニ遊ヒ今ハ減色
ノ日ニシテ四方ニ妍フランモ角ヤト思

ヒ知レテ思慮更ニ不決迷ヒセサセ玉ヒ
ケル大友ハ所縁ソ支ナレハ是ヲ頼ミ暫
ク御身ヲモ隠レントテ豊後ノ方ヘト志
シ物ウキ事モイツレカニ習ハセ玉ハヌ
旅ノ空秋後ノ木葉霜枯テ山嵐暴風ニサ
ソハレ散乱ルヽニ不異トアル湊ヨリ御
舟ニ乗レケレハ水夫順風ニ纜ヲ解テ蒼
海遥ニ漕セス住馴玉ヒシ生縁ソ岸ヲ離
レテ行跡ハ名残ノ浪ニ立別レ御身ヲ浮
沈ノ舟ニヨセ波瀾ノ末ニ御心ヲ傷マシ
メ行末定メヌ海士ノ舟楫ナキ伏ニ放サ
レテ何レヨルヘハ岸モナク何トナルヘ
キ夢路ノ旅カヽル憂身ノ哀ヲハイツノ
世ニカハ忘ヘキト御袂ヲシホラセ玉ヘ
ハ御供ノ人々モ共ニ泪ヲ催シケル所日
数重リテ兎アル湊ニ御舟ヲソ着タリケ
ルニ、ハ何国ソト尋サセ玉フニ佐伯宮
内ト答奉ルハ夫ヨリ臼杵ヘト赴玉ヒ大
友ヲ頼ミ思食シ宗麟ヨキニ労ハリ奉テ
假ノ屋形ヲカマヘ無二ノ志ヲ成ケレハ
責テ用アル者ニ思食過サセ玉ヒシカト
モ猶イトヽ敷海原近キ御住居ニ事問参

ル人モナリ磯山蔭ノ寂寞トシテ北風サ
ワカシキニ昔ノ御辭波ヲモ思召姑蘇臺
ノ秋露深ク荻ノ葉ツタフ風ノ音ニ付ツ
ツ無端朝ノ泪暮天ノ雲ニ向テモソコハ
カトナキ御思ヲ千里ノ外ニ悩サレ岩才
波ノ砕テハ御袂モ更ニ干肯ス惣テ見聞
ニ付テ御心ヲ不傷ト云事ナシサラテダ
ニ憂ヲ忘ル丶種トテハ折フシ毎ニ詩歌
ノ翫ニ数旬ヲ送リ玉フ時ニモ何ナル者
カシタリケン一条テ作リ立タル紙ブ
スマ破レ果シハ御所メキモセズ御臺所

姫君ハ土佐ニ残シオカセ玉ヒシヲ宗麟
方ヨリ紫田治右衛門ヲ使トメ元親ニ啓
シ姫君諸共ニ豊後ヘ迎ヘ参ラセケリ
入江左近奉栽兼定卿事一條殿豫州ヘ
渡リ御生ト云処ニテ御旗ヲ挙玉ヘハ先
年散々ニ落ワセタリシ譜代ノ郎等爰彼
ヨリ馳集リ程ナク大勢ニ成玉ヒ土佐国
ヘ打入元親カ附城三ケ処攻落シ伊豫ノ
戸島ニ在陣アル内國法華津ノ城主播ア
守則延昔ニ替リ玉フ御消息ヲ労リ参ラ
セ聊成功ノ志ヲ尽シケレハ一通ノ御居

ヲ被遣其文曰
近年就動乱被尽懇意段悦喜不浅以来
之干戈於方々執鎮者一城可附与者也
三月八日　一條兼定
法花津播广守殿
斯テ元親ハ一條殿豫州ニ着陣アリ處ヽ
ノ兵ヲ催サルヽ由ヲ聞テ心腹ノ病ヲ引
セサンハ此人ヨト心安カラス思ヒケレ
ハ一條家ノ舊臣入江左近ト云者近習ヨ
リ蟄居シテ有ケルカ元親ト入魂タリシ
カハ究竟ノ事ヨト思ヒ左近ヲ呼ヨセ申
ケルハ其方豫州ニ赴キ何トソ密計ヲ以
テ一條殿ヲナキ物ニセハ一廉領地ヲ宛
行ヘシ我語ラヒニ同意シテンヤト打解
テソ申ケル左近元来情ナキ者ナレハ譜
代相傳ノ厚恩ヲ忘レ莫大ノ御恩賞ニ預
カラハ一定仕損スマシト領掌シ密ニ豫
州戸嶋ニ立越テ累代主従ノ厚恩捨難リ
是コテ御味方仕ランカ為ニ参リタリト披
露セシカハ兼定卿對面アリ我流浪ノ身
ト成シヨリ譜代ノ輩一人モ助ケ不来ニ
汝主従ノ礼義ヲ思ヒ是コテ参ル事神妙

ナリトテ越シ方ノ御物語ニ其夜モイタク更行バ各宿所ニ皈リケリ入江モ旁ニ退シカバ兼定卿モ御枕ヲ傾ケ玉フ隙ヲウカヽヒ入江ソミトサレヨリ一刀刺シケレバ兼定公驚キ枕カヲ抜ントシ玉フ時ニソノ太刀ニ九ノ御肱ヲ打落ス兼定公刀ヲ膝ニ挟テ抜打ニ一太刀打玉フヲヒラリト放シ妻戸ヲクヾツテ迯セ濵辺ノ舩ノ纜ヲ切捨小舟ニ飛ノリ速ニ漕セス當番ノ武士驚キ騒キ此ヨ彼ヨト濵辺々テ追掛シカトモツナキタル舩ハ悉ク纜ヲ切テ流シタリ入江カ舟ハ沖ニ有テ頓風ヲ得タレハ無詮方アキレ果テソ皈ケル譜代ノ主君ヲ弑シテ己カ身ヲ栄ントスル大逆罪天神地祇モ怒リ玉ハテ可有ト義理ヲモ知ヌ入江カ心浅増カリシ振舞ナリ

古城傳兼記曰　戸波の城軍之事　一條[illegible]一[illegible]と
領しておはしましける永正十四年に[illegible]國[illegible]悉く[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

其先祖紀氏也ハ一宇陳ニ定住す阿保親王の末孫也
而後に越後守土佐殿ニ延喜十年庚午故ありて行ある
深窓郡川上庄山の内に而同十三年癸酉二月土佐の国
高岡郡津野の庄津野村ニ来りて居住す同十八年深山を伐
開きて里とし初めて檜原と名付檜の木多き故ニ依りて
檜原と号す然る後同十九年初而下従ひて上京同年
津野の庄ニ帰りて経氏一千町を預り民を治め津野をして
号す其後子孫代々續き其子孫に津野の庄一家ニ継きて
高岡郡吾川郡小野にて本家を立分居之高岡の古き人も深山
向井後向同寺ニ而津村梅原久吉市川時元
本井高橋今橋吉田谷川辻讃岐相傳の者ありて

家老岡本此者ニ而福井を始め其子孫相続て白鳥戸波に
宿戸村并二階の職をや津野殿御領ニ戸波村無き中を
堺としてしからハ右の通り申すに津野殿之和合なり
津野下大御所ニ福井を召て暮らしをなして福井を
河原津野の分際ニして是を出して下にあるハ届まて
ありてから部と津野殿へ入て庸将を頼みとして
津野も別して深窓の職を切るへきに家をや津野殿ハ
是ニ而高部をしてさ候ハ津野大郎にしても候へともに
あるを連津野の孫十郎并を従土雑ニ二千余騎并
城の誰ニ押寄ありて左筆者を并し百余騎ありて出大
十月晦振ひ其者并ニ落合ありて打取り村や已

いけるん　いまれの城主佐井将監殿　使とぞ申しける哉
ぐけるに佐井息子中村は主細一条殿中より仰れに任
らはわ勢いたして　新兵衛は余儀と彼の陣へさし
向ひけれは中村是をは岩手にも　きかん是を拒み山城
守に語けるやうや此後わかふとも先手にてゆるしれふ
まれるうち城中にても　おのれと難遁所行ける　かへりて
中村兵衛時服を押寄てハ津田勢かたに勢を元をも
討ちて何れ我先にと山城なれとも陣のうちにありとて
門を開て打出　あひ戦ひ　引退大にうち破城を
そ攻取りけり　津田勢前備の跡を追ちて兼
前に逃あかりて　わきちらし　味方もたちまち退けり

寄手是をとも知らす依　物頭を始め一々かけ出して陣をみ
たりにあかり　打寄る大将元寛大音揚に是を派あるへき
水野あわれ頭いて名をはけるまいとも一人味方に敵を討
て死去よ　続く無下に者とも打返し会まで呼
わされて渡せりし返して会して戦をまれとも敵は大敗あれ
元寛殿初一族諸侍も入替々所にて敵と戦いけれ
也　のかれぬ期なれは勢も津井田屋　守因幡入同
堀を守因出羽守　同越前守　同新左衛門　同久四郎
仲、斉藤房石見　宮松家部戸左衛門　江村右近　去村
左兵衛三郎　南部山城　水野隼人　雨村　何某　同村　六
野見左兵衛是をはじめとして一族郎等十五人雑兵都合

三言ハ孫六入道永正十四年四月十三日一所ニ討死云々不審
菩提所須磨の郷元寺院主元實ニ子孫須磨周泰
然ル時ニ京都将軍ヨリ仲子兵庫元忠養子ニ被仰出の條忠
之守リ本ノ家中ニ一條房信ニ安否ヲ深ク尋聞の事ニ候ヘ
云者猶存生の間其内ニ今度ニ付今叛ナリとも云者ハ討死
ニ族落亡ス事ニ成候一條房家の跡ハ可見ん所縁の儀ニ候
見ル所是ノ如ク迚立ニ後土井郷ニ在ル所ニ仲子兵庫
市内ニ京兵衛ハ積徳大寺ハ中山一寺院ニ住ス大給ヲ見テ
族人の様ニ其家路ヨリ追撫シテ安並出岡ニ見ルもとらるに
をとらるを是ハ大名ともわかし候人ハ本家ナリとも何も
仍テ入る旅人ニ見ると云ふの例共家ニ残ル付体ナリ

多ク落人住人共ニ来ル事ニ候人ハ可有儀也是ハ先例ニ見
安国之所用ニ而先年乗ル者ニ成而一族中ヨリ於唐土被示
候而今家中ニ居候節可有儀ニ而存候付一人ニ中上申之聴
又急ニ迷テ討ル事人ヲ召テ法令ニテ候ニ付テ進ル法通シテ
ニ付而御判ヲ被成テ押テ被ヲ致ト見ル事ト云者
公園ニテ一族中ニ而可有之存ニ者ハ之を成敗ヲ被致
相違ハ不残縄ニ入テ候ニ事人共ニ到テ之節ハ見候とも例
等ニ依テ兵庫可ニ付伊勢ニ一族仲子元忠等
一條房家ニ存ニ而見候其上存ぬ由ニテ安全差置候人
是ハ元々ニ候付ル孫子業ニ而付テ相達候事ニ房
家卿此由可被仰仲子ニ有之事人ニ申届ケ之体

参議殿福井にて萬石を失ひしかハ子とも金森出雲守の嫡女
相壽丸とて仕へけるか城中にて五百人死けれ
ハ家老共あまりけれハ詮議ありて根玉第一の家老共
城を明て大将にけるに此事ハありけるに取返し(?)四方へ志のひ
入れハのかれし所々にて宗徒の侍共ハ(?)人並ならぬ所に待(?)ちと
打かかりて是非に仲(?)手兵庫殿(?)何れも一條家を退(?)し
次郎(?)と申けり世(?)に隠(?)れしなりとも家(?)を知(?)る
ものも大刀(?)を帯(?)せし者(?)も人々と見え(?)しかは佐井
入(?)にかり(?)けり又(?)諸(?)のけ(?)る此(?)度の事(?)にて忠出(?)ある
さ(?)ま雜(?)ものハ(?)ちからの人々あさ(?)ハ見え忠(?)なる(?)もありて(?)され
徳(?)次郎(?)も法(?)の名(?)の法(?)志(?)とて(?)御(?)事の此(?)等(?)法(?)様(?)の(?)者(?)

と教へしかハ石川大学佐竹一條殿の御下上の人々に
条殿此殿の家老共の林太郎や宗兵衛佐(?)内(?)へ
しかハとて津軽(?)家(?)の御(?)事(?)の退(?)きにて御(?)ゆかり(?)の(?)此(?)時(?)
に三郎(?)太郎(?)なとへ申(?)ける(?)ハ大平佐井(?)殿(?)へ(?)
然(?)津(?)の(?)治(?)部(?)しかハ(?)あ(?)し(?)と(?)三郎(?)兵(?)衛(?)一(?)條(?)殿(?)の(?)
にも(?)ありける
太平山城守殿縁之事
郎(?)三郎(?)の御(?)身(?)ハ(?)治(?)部(?)と称(?)して(?)四(?)千(?)石(?)の(?)主(?)にて(?)是(?)も(?)太(?)平(?)山(?)城(?)守(?)とて(?)三郎(?)
志(?)保(?)と(?)云(?)ハ(?)永(?)正(?)二(?)年(?)本(?)山(?)にかく(?)れ(?)しを(?)長(?)享(?)
の(?)年(?)四(?)月(?)十(?)四(?)日(?)津(?)軽(?)の(?)一(?)族(?)佐(?)竹(?)家(?)の(?)後(?)を(?)守(?)り(?)
三郎(?)兵(?)衛(?)一(?)條(?)殿(?)奉(?)行(?)成(?)り(?)て(?)後(?)遂(?)に(?)本

山右近大夫藤宗と紛井川邸の男なれ共国にてありし
一条殿ところの前き山形にて有るに仰て守りも寺さら嫁
山城守も寺の弟猶と傳てきたりし聡慰に社家頭
八條と総出し也とも寺に心の底をもちいはけて武州
山城守と寺にも所々所代にて諸役をも申て庶民の費
きぬいとなど寺よりきしらう令中納言殿は万雅をたて寺も仰
新来見出されし其意に一条殿来にまかりも候事也ると
たり古宗秋部は西山に本家の内に集りたまはん年へ
なり益茂の筆は其見候ままにて申けるまま此條と
稲もち不寺内にゐやとそれ申ける山城守も見へ申す 雜談や
久中まへにもとしに候は寺と思いてそや寺に付わこと申に

秋戸右馬の書に山城守とは不勝してよ寺殿向きにまれたる
無双雑談ときに今年とは思召も抽手候しとてよけまやとあるは風に
扇と称しつ城をも出町居ると申しうたはこれは様原にて立誠
中手兵庫に出家に成して古来は思ても候の見るに至るにて
山城守遂にはと企事あるは猶をもって山本山寺に従はんとせし
の自談申くるに何事にや申して疾感なとさ留し 出てまはさて
寺に兵庫守前より木のつきき勝しそ告知とされてまた
兄もき一条殿に言上しつつ又思ふにまか向ふにつけし時は所
仰には是非とつ出家しつつ御しも寺右衛門に立身して
両年本宿申しつつて 寺にも不和なるぬは祢かり
寺にも御きよ兵庫中村は城相手の前に対面しつつ

太平記ニ外伝セられしと追ん企画なりし所々住ん
島まゝにしてたちて人を思ふ但元忠氏光をはしめとしてけるへし
一條房家右衛門佐をはしめとして四人の家臣として由田行定
従ひ成よ所宗をとりまゝに口々に討手の御むかへにまゐる
其の候ひし一所に籠城せしか先つ何の為に書き記す
候ひしてまつしをかやうの事を尋ねしところ討ちて其儀を
申されまして段々と申して家中の者を揃へ
時を之めて遠江の國へ下りて居る吉祥寺にて伝
其地に居られし所々の前の事とも詳しく付
其は見る此国のうち代々年十月の事を其定例
なり今四月や又は遠江の国のうちの内なり

きに御所の御法をかく伝にまゐりし所侍共是細く御様子
細かくしるし御法をまゐらす所事とも此の上
をも御返事申さん御家の御法を立て遠寵せり
入れ候ふ此者なれは伝はれしより子孫の代々まて伝へ來り
寺に在る事を神にしまゐらせ候所々人々の財用を
きわめ候ひし由にしにて中村に至りてまゐらする御法を施し
なかなかに定めやすく候ふに秋の事とて公事とも高く成り候ふ負銭
まかせし候ふ御所の事とも御伝へ申すゆゑ御紙を
今は此の事とも又伝へまゐる所の事とも
其後たひたひの伝記を候ふにはしめて主れしに
ら其後伝へし人々年々に法細と思ふ也其度こと

すゑて此鉛をかねてもたれける所に立帰りて候はしめ見なし
やうやう後には物いひて、いかなる病者も大方かるくなり
酒などのませ、ぬれ給ひて鉛薬を用ひ、やがてなほりける時
身にくちはてゝ主君に用ひ請くれども、さり程に無別にて
まかりれば見るも聞もあさましく、はては一二ヶ月ばかり
さらに宿所にも帰らで見ぬ、遂には木の枝を打折り
天縁の夢を見て、不思議を語りつゝ、一条屋敷を出て
たとへば試みんとて、二年四月中旬に兵庫
福井玄蕃といふ人、剣術にすぐれ、蓮池
へて押寄る、大手は一千余騎、搦手は二千余騎
の様へ向ひ見れば、川へおとして、はや本丸の方

たゞ三度指をさして何れともなく、鉄炮打て首を
蓮池の端に居たりしを、戸波の職へ行て
今ここに住山城守と、人々切て出、鉄炮打て城をせめ
城中へ入りける所に大勢なれば打死したりければ
手負共ゐたりける　其時俄に雲霞
稲妻ひかりて大雨車軸を流しけるに、蓮池の端より出
来りしに、此闇の日は戸波右衛門と大なる
其後門より国中一の大門、水出れば蓮池の戸
波押入りて海のごとし、城中や崩にて水にやいのち
此の死骸、城中は紛の如く地しづく
惜しや半残り、河内守、蓮池

地にて波谷一面に流れ来る者蔵は小城なれとも私ならす
見えし時に荒廃のさまこそ信長にも沈みしまりぬ待まて
義あまける
一條房基西山正和吉良殿讃岐守と月まて年　昔は国中一
条房基に公家として国司と仰せまつりし近年に滅ひ蔵を
争ひし時所々に出入者ありし一條房基宮内なりし昔は国中
我命をさてまして右のことを我に奉りて返して者ありし
に迫年にならし命を主とす者あり是を根元と考ふる
是あらしに讃岐守より起りてやこそ是は細川に出て家名を称
長宗我部元親山に長宗我部やあきは親族や長宗我部は
天満宮の従属に此あら我を称しへき訳ありし

土佐吾川郡を領して来たれる者あれは讃岐の領まて
下総守は安芸殿なりとて在地の者入居とも今に
と年老たるものの道すからと語ふに給へる事を聞し人の者や
何これ西山をさらし跡を見れは法花をたつねし所
其山道をまた伝へけるには何も見えぬ事ともなりとの
国中は昔に争ひ一条房家の西の方に
海辺に書き人々を召しまして何事や家を我
一人手きをもしらすして静かに居て国目に
しは文の兼一人も召して何に我か父相共に一同
只やされを我とては親ともに相親まかりて
然して此まても志は天下の志ある人郎とて

思ひけるに法吉良 隆信も逆心三河殿の御去よし
既に宮原殿は三年本山に力を合せて長宗我部殿を
討んとす 本山も 此事に知て 志ひを合て 布に肩を並
殊を殺さんとす 国しる近日出勢有りて 土佐中川
ま蔵成宗の権ありけれは 時を不移に 今吉良
を本山勢押下都にせしに 不知[illegible]
されは 隆信 庄に 逆心の城へ立籠りて 合戦ありて 一条
殿 [illegible]ありて 既に是を本山と不知けれは 自死のよし
行るは一条殿へ加勢成されんとて[illegible]居たる村
本山 福井 秋山 [illegible] 吉田村 [illegible] 一条殿
本山 岩成 横へ押し[illegible]

一條殿 [illegible] 隆信[illegible]
[illegible]
[illegible] 軍神 [illegible]
[illegible] 本山 [illegible]
[illegible] 梅
[illegible]
[illegible] 吉良 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

すんとおもふに名以下とあらぬまてと深く先陣に帖
被下候間それをさしたりけるか其後北者共と一所にて相はなく
角と云候て我等先手吉田金森を二手に分け候
て向はれける間一手は稲葉美濃守氏家卜全安藤伊賀守を先と
して吉良北條に向ひ一手は武藤喜備を大将として渡
川して押寄ける此川に世界第一の作者見河殊
淀如きは[illegible]たる所なれは如泉第一也中にも隔ての
ちい所を乱して結所に隔て惣ての候てしかし
王渡北陸にて討ち河にて結ばれ一面とあらそへ
中島近江七手者余めさ入るは大変残て云ふ先陣
まあり候て精兵渡り舞扱の時日本陣

関東にて岡江の筋に左に陣し磯野井口井口越前
中福井に在り毛利左京神森ら青木徳井本郷尼
生ら大将として赤尾西翁河村森山神田中村
城郎を拔へ安藤入道朝倉一城して本山
阿波義井阿波稲米草紀伊守吉良西郎を備津安修
岡左馬川村四郎左衛門長輔前田右近大夫竹中治兵衛
中将新助七郎長河村森元四郎
四郎若狭守尾山尾谷山
横山圍ん在山北野の橋と
お国我吉田
尾張長濱軍金退

あひしかハ其下闕ニ籠りて斜ならぬ城なれハたやすく落へくもなく
可見なれハ国親ハ元親ニ命して其ヨリ立退き給ふ
一日返合て長宗我部方を追けるに村々悉く降参して
吉田郡本山の城にて押寄けるたまりかねて出向て身を
捨て防きけれとも多勢に無勢叶ひかたく人数引出して降
参す扨本山森山両城ニ仁井村木ノ城にて吉良も降参せし
切てかゝり返しも又降参する者もありて吉良の者共も
其ハ本山吉良ハ押寄一日一夜息もつかせす攻けれとも
本山か一族手勢を引率し防きけれ共とうとう降参して
元親城の様を看得して一旦此陣を引退くとても
本山を討へき為本山勢にはかなく刑部を大将として本山吉良

然る所へ兵ともあまた出て来りて又此山陰より
三百騎計討て出て鉄炮を放し掛かりけれとも
粮米なし猿渡ナリとも者共大音揚て名乗セ
さらハ武士の備とらんとて其中に進み出て何の
如くなるを引なと云ふ者流矢来て眉
間にあたりて中分も追取りて後十文字の鎗を以て
ける所に来て其大刀を以て
已ニ咽に突てつき立死にける吉良か郎従新町
中将近八鉄炮を放して所七寸
夜を撃ねハ死ぬとて
捨切て死にけり下郎共も何の城中

ずはりて女ごゝろハあれ共たゞあきれたる計なり
殊に侍従殿の仰を聞て尤に存候ハゞ此所なれば
ありなん所殿ハ吉良殿式部の御城へ御出有る
本山侍従殿御定之通ニ候はゞ吉良の城に移りて本山
を居て吉良式部の御手に属
吉川陣の事 一條殿蓮池の城を取給ふ 浦戸長宗
我部の城ハ吉良とも申て下の城へ 吉良ハ古城をもて其の城
出の事先本山へ申さ本山侍従殿より和田長房同
石見と福留右馬之丞本山へ大久保を立て今井ハ今井左
馬之助尾立ニ中内兵衛門村田ニ大平ニ三井ハ吉良式部
秦泉寺ニ秦泉寺大和久万ニ久万豊後一宮ニ近藤某

本山方も加勢の衆陣ニ参て取ニ一條殿も中途迄て
兼定卿にも御若君にて先年蓮池の城を取給ふ攻
られ無念におぼしめし加勢をも御催し有べき所
己に此度蓮池の城を取返さるべしとおぼしめしける
方々にも御領地へ人数を遣し給ひて御用意候ふ
吉良部に打つれて出陣す 吉良殿ハ本山にて
浅野将監ニ人数の相図ハ加勢也
尾しても返るべく八月十七日毛利ゟ参り合て
宮内少輔元親も是によりて吉良ニ兼定卿三千余騎にて
年々の伝へ申来たるを存じ 蓮池の城へ
押寄る城中に者とも土佐吉川郡の城へ出馬

の事聞ては何となくさいはひあらんと思ひしに兵庫
く我先にと参り申しけれは芝池の株を兵部
再ひ一条家の家禄と成にける
一條房基卿中院殿の御子也 一条兼定卿は
永禄元年伊予国宇津宮某娘を向へ給ひ一家の私
其来のけしきかはりぬるをも恥て御台の御腹中に一男一女出
来させ玉ひけれ如何成ける事や出来けん俄に御離別有て
しと宗麟の娘を土佐国へ迎られき頃より
流様を請まれけれは永禄七年終に迎へ取て婚をなさせ
玉ひける其後様々大友国大友宗麟入道の息
女を迎へさせ玉ひ給ふ是は宗麟の息女なれは同流也

かくれは此はかりて此跡の残所兵庫まて参らせ殿の御庫中
を出し奉りせ玉ひける兼定卿の御機嫌も宜敷かりけるかくて出
来ませんと何かと思召れたりしまゝ此度は国の政も
何となく長曾我部治部の言をも用ひられす無事安楽忘
られのまゝにみえたり天罰にや有けん後には荒に齋
給はす家来の恨へ入るこそ御荒れ
一條兼定別合戦の事 頃日懐に中村の様上総
下りて是ん程を知らしける様に宗我部の讒言をかく
る折をや伺ひけん一揆を促し諸の兵山々里々へ打入乱
妨致す其足の時は同国の合戦の賊将共浪人の
備へ押寄せ其家を焼払ひ追捕させ程に男女あらゆる

のこ形らは四方へ逃散せて情なく一旦人も无ほとぞ成り
ぬれば一条殿御所を急き[illegible]粮籍を持たせて
軍勢[illegible]指向し[illegible]国法華津[illegible]
延ハ常に味方に志ありけれバ[illegible]馳加り宇和郡[illegible]
押へ乱妨放火して[illegible]男女を[illegible]
切かけて西国を奪ひとる　土佐[illegible]城[illegible]所々[illegible]責旗
[illegible]所[illegible]思ひ二千騎[illegible]追し[illegible]
責入たりし軍勢[illegible]黒瀬の城[illegible]馳向ふ
土佐勢是を[illegible]知れ二千騎を[illegible]宗
我部[illegible]向ふ[illegible]
[illegible]城中[illegible]

置富[illegible]押寄[illegible]粮籍
[illegible]軍勢[illegible]二手[illegible]
[illegible]押寄[illegible]土佐勢[illegible]
[illegible]物具[illegible]進[illegible]入
追廻[illegible]太刀[illegible]
赤裸[illegible]土佐[illegible]
[illegible]城[illegible]国中[illegible]中村
の城[illegible]一条殿軍兵[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]自[illegible]向[illegible]
[illegible]

さる程に大友義統入道宗麟ハ合図の煙を見て在々
四将を立て別れて向ふる兼定卿ハ佐伯津へ越して
一萬五千余騎中村より出て[illegible]大まで広見を
前にし[illegible]討せ[illegible]武田が[illegible]とて
二千余騎を率し城を囲みて渡川に向ひて陣取の旗を合
家に勝合[illegible]佐勢戦ひ[illegible]
広見を横切り[illegible]無軍勢[illegible]
土居勢[illegible]武者[illegible]江村[illegible]
名高き渋谷[illegible]大川[illegible]の四人[illegible]
木の下[illegible]四間[illegible]
[illegible]

一の[illegible]東西南北を廻り[illegible]
幸に難を廻り[illegible]思ひ[illegible]
引退く[illegible]広見[illegible]
[illegible]大勢掛川[illegible]敵[illegible]
[illegible]掛る兼定[illegible]江村[illegible]
[illegible]
[illegible]
大友宗麟ハ[illegible]戦[illegible]力[illegible]
[illegible]二千余騎一[illegible]
[illegible]掛り[illegible]戦[illegible]
[illegible]討[illegible]逃[illegible]

呼よれとも一隣に逃しけれと和泉なる城中に籠りけれ
ゝ兼定は軍八十余に及ひ給ひしかは一旦敵
を志ひてかゝれけるに甚た勢少なくして是非なくて
茲にて再ひ兼定は五十余騎にて打ちけり

致和按するに兼定卿の補任は諸書にあらはれされとも
江戸紅葉山文庫に在る所蔵の公卿補任に四品を是より
藤兼定永禄四年従三位十九とありて天正十年出家薨
因に天正元年二十一歳出家と記され永禄四年に
実に十九歳にてや是一條房基の子なりしと見えたり
ゝ康政は一条家の由緒ある土の居住せし氏の文書にも
見へて又此補任に漏れたりや

康政文書

致和按大海集に挿みし康政といふ人の姓氏未
詳然るに秋利氏所蔵にこの古文書を出して
後人の考証とす

不見　永寄附下地入野之内福井保一反事代五段
長安所願成就之所如件
大永二年八月十五日　源之康任（花押）

右幡多郡不破村八幡社所蔵
致和云　康任は一条房家の臣下にて康
次の文見

此人對將家代々依為忠節為褒美名字假名之
名字市出ル之者也

天文廿二年正月吉日　穐利市正　康次（花押）

堀内九郎とのへ

右吉川郡東諸木村庄屋堀内市進蔵

致和云播多郡具田村地検帳ニ秋利市正兄ニ見え候

（元和）此康次ハ一条殿家臣ニ而候、康政の父歟

今度就後ニ川表手火矢所持ニ利運ニ依之加増
宛行者也仍執達如件

弘治三年二月廿九日　康政（印）

渡邊主税助殿

渡邊主税之介

弘治三年二月廿九日　康政　圓印

一向衆之事　甚ゟ唯一人ニ茂可為陪免者也仍如件

弘治三年卯月廿九日　康政　圓印

渡邊主税助殿

右三通ハ吾川郡文津村西宝寺所蔵

此度為不穏形勢別而抽忠節仍而就陪切当之内
拾貫分可遣郷付之状如件

弘治三年卯月廿九日　康政　圓印

秋利右馬助殿

右高島郡窪川村大庄屋市川宗右衛門所蔵

諸本郷中村

八幡之新沽寄進田之事

一所（中ノ前田）壹貫八　有同之内　光任山作　弥五郎

一所（ハレラ松）壹貫八　目黒之内　泉　□

一所（大ホトケ）七百五十分　藉檀分

一（ミツノト）弐百五十分　立石分

合而参貫分所

永禄二年己未三月吉日　康政　圓印

右幡多郡不破村幡多西所

致和梅園学忘貝（幡多國多度郡堀江　赤岡左右長兄著作）曰中古知行ノ

高ヲ百貫或千貫ト称セシヿ諸説多シ上古地方ノ法ハ令義解田令ニ セタリ上中下田ノ法租税并ニ調庸等ヿ古書ヲ見聊傳ヲ請ヘシ古昏ニハ稲何束ナトヽアリテ其稲ノ量目ノ法又封戸ノヿナトアリ貫ト称ルヿ鎌倉時代ニモアリシ北条家采圖ニ相模入道ノ領知二千八万七千貫トアリ循考ヲ加ヘテ今ノ知行ニシ百四十三万五千石トアリ又弟甕性ノ領知十八万五千貫今ノ高ニメ九十二万五千石ニ當タルト云ヽ又鈴録ト憩セシ昏ニ知行ヲ何十貫ト云ヿ田一坪ニ苗一把種ルヿニテ百坪ニハ百把種ユ是ヲ百目ト云千坪ニ千把ヲウユ是ヲ一貫目ト云此種リニテ大抵十貫ハ百石百貫ハ千石ニ當レリ氏上中下ニヨリテ一定

セス是古法也トアリ拐海一得ニモ鈴録ヲ引用セリ又數度
霄談ニハ鈴録ヲ引テ相違ナリト書ケリ本朝令ノ制三百
坪ヲ以テ一反トシ三千坪ヲ以一町トス水帳ノ石高所ニヨリテ
不同アリトイヘ氏大抵一反ヲ一石五斗或ハ一石六斗一石三斗
トス然ハ百坪ノ髙大畧五斗也所謂十貫ハ一万坪也衆五
斗得五十石己ヲ以テ思ヘハ千貫ハ五千石百貫ハ五百石十貫
ハ五十石ナルヘシ又草廬雜録ニ知行ヲ貫ヲ以テ録スル事諸書
ニテ見エレ氏知カタカリシ今仙臺ノ人万石以下ヲハ貫ヲ以テ
称ス十貫ヲ百石トス是ニテ能リ知レタリ又俗説贅弁続編
ニ知行百貫ノ升中古地方知行ヲ計ルニ百世 十貫ト
云ヿ數目アリ今モ仙臺ニハ其數名アリト云此數西國ニテハ

明ラカニ知ル人ナシ武家系圖相模入道髙時ノ下ニ曰知
行二十八万七千貫當代知行百四十三万五千石是田五段
ヲ一貫トシタルモノ也又或人奥ノ人ニ聞タルトテ語リケルハ古永
樂銭十文ニ米四合八勺ヲ賣故ニ百文ハ四升八合一貫文ハ四
斗八升百貫ハ四十八石ニ當ル然ハ知行百貫ト云ハ今ノ知行
百石ト同シ後世家ニヨリテ知行ヲ藏米ニテ遣スニ四ツ八分ノ
免ナラシトシテ米四十八石ヲ百石ト名ツケ遣ハス此古法也今按
スルニ君友古語ヲ以テ曰右両説皆非ナリ土佐國幡多郡中
村御不破村八幡宮宝藏ニ一條家ノ古文書アリ其文曰 私云
文書上ニ出るとし
由己不ともし
右ノ文書ヲ按スルニ田千歩ヲ一貫トス今ノ
三段三畝千歩也是銭千文ヲ一貫トスルカ如シ然レハ百貫ハ

田十万歩ノ今ノ法ニシテ三十三町三段三畝十歩ノ知行三
百三十三石三斗三升三合トスヘシ然リハ奥ニテ云モ如此ナランカト
アリ又行餘随筆ニ曰足利ノ世ニ録ニ貫ヲ云ヿアリ田千歩ヲ
一貫トシ是ヲ積リアケテ百貫ハ田十万歩今ノ法ニアツレハ三
十三町三畝十歩ナリ千貫ノ録ナレハ三千三百三十石余ノ所
ヲ領セルカト伊沢某弁解セリ関東ニテ苗百把ヲ百目ト云
諺アリ是ヲ考レハ千石ハ千貫ノヿナルヘシト或人語リキトア
リ又勧農古本録ニモ永銭ヲ以テ年貢収納ヲ取立ル法
アリ爰ニ略之猶又筆ノマヽニ記ス予カ家ニ永禄三庚申
年当国多度郡天霧山城主香川弾正忠之景ヨリ頼
ミテ加勢セシヿアリ其謝礼状今ニ所持ス其略文ニ云リ

今度従阿州到当国乱入之刻別而御入魂之儀候間
貴所知行之内多度郡葛原庄鴨請銭十三貫文
令合力候トノ書ナリ如何ナル算合ヵ家記ニモ分リカタ
シ右村ハ当時ハ其高凡二千五百石ニ近シ右諸書ノ説ハ
参考ノ為ニ記之ノミ○酔是昔話ニ云中古の知行
を計るに百貫とか千貫とかいふ事諸国にて今とは違ふ
はこれ有る事也此故に此図にてはかるに知行高を分る人
なし武家に至る国にて摂津の国にて高時陸下にて云ふ様也
二十八万七千貫也その世知行に直し百貫ニ付二十五石
あまり是田畑一貫文ニ付若干宝永法令○宅地仲物云
予江戸にある時来られの交代寄合衆言付へ知行高家

右福田ノ郎右衛門へ　遠江国磐田郡見付驛郡
一村古昔の
磐田のすし此村凡六百石　其の地や昔より今川義元の
支配ニ而ニ百文の大志ん磐田郡一村總六百貫文
の請地ニ中付ら在地とや此上ニ家申付ら所蔵
元徳文の中ニ於而もし且々総出百貫文八百石
於中ニ在畢竟其故の本国ニ申ら也　異同
何る事しくれ候事

八幡宮　就社造営　令寄附者也
於法ニ者　仍後證如件

永禄七年六月廿七日

康政（花押）

右壹ツ尉とのへ
右幡多郡中村大工新七蔵
神護寺　屋敷改
一所（ミヤノ谷）　卅代
一所（ソヤ田）　壹反
一所（チリウセ谷）　壹反
一所（森むカイ）　廿代
一所（ツルマノシンカイ）　四十代
以上

永禄八年乙丑卯月十三日
八幡神主
康政（花押）

又三
式部
民部
大助
助右衛門

右不破村八幡宮蔵

坪付之事

一所 二反 かり かさき

一所 一反 北ノヨリ クワノキシ

新井ミ内佐殿分 貞あ名

園まことら分 徳永名

永禄九 三月吉日

慶

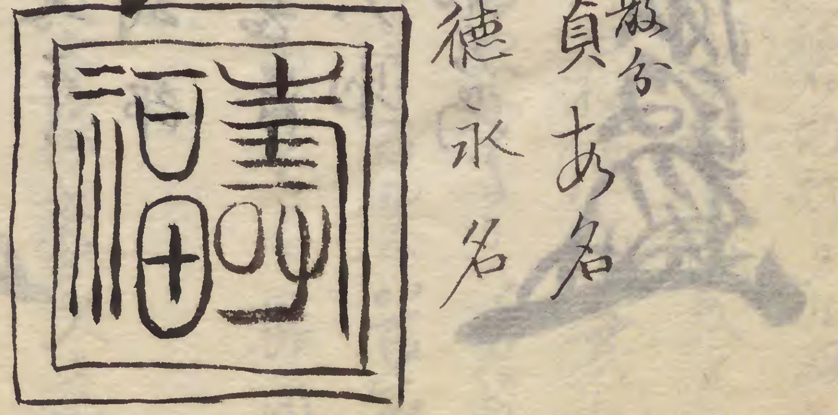

さこの 又さ衛門

右不知所蔵

御給田之事

五ヶ所 合八段卅代

永禄十年五月吉日 坐波兎手代 康政 花押

右備後郡小塚村申渡氏蔵

上包ニ一条模再定勝模御判有

市川左馬進

永禄十一年二月吉日 康政 花押

右高知郡原友岡蔵

蓮池表清書組之刻田畠五反之分如法為来ニ被仰付者也 仍如件

永禄十一 三月吉日 康政 方印

新兵人

右高部宇佐村百姓無足之者蔵

蓮池表於遠州附田畠壱所之内御領地ヲ以御付

者也　仍状如件

永禄十一年三月吉日　康政 方印

さゝの又左衛門

右不知所蔵

今度於所々ニ而知行扶持者也

ニ度自蓮池表退之事忠節思食之条抱置

名侍之内無足者并お先表者所ニ而は御付者也　仍執達

如件

永禄十弐年霜月十二日　康政 方印

北路猪四郎殿

右

東表於勝利之者お切捕六所ニ而御付者也　仍執

達如件

永禄十二年十二月十七日　康政 花押

長山伯耆守殿

右伊勢国松山長山氏蔵

御ら前於勝利遂之刻用石之内一之宮分肥垣分二分

為請領ニ而御付候　弥忠肝要者也　仍如件

永禄十二年十二月吉日

康政

森玄蕃助殿
川添隼人助殿
深溝備前
右京亮
助左衛門
満願寺

右不知所宛
御ら寄附利運之御高所内三郎九兵衛年之持請
分無相違可被仰付候也仍執達如件
永禄十三年仲春吉日　康政花押
一宮左兵衛尉殿

右高知乾又五郎宛
宇佐清永名之内田畠寺町五反可令作者也仍
如件
永禄十三年九月吉日　康政方印
親之濤

右宇佐村百姓惣左衛門宛
御領中諸公事可成御免之者也仍執達如件
元亀弐年弥生吉日　康政方印
急屋源三郎殿

右興津村西宝寺宛
当寺依此頃寺在所体検地之旨諸事可為

任先例之旨以上
本成院渭田土居新助申事ニ付彼方より返趣ハ前代之如
御判之知行可被成者也
九月廿七日　康政　花押
圓珠房
右濃多郡有岡村真静寺蔵
今度当方へ為御陣道後家守合罷帰忠節力勝
頂仕家徒之者討死無比類田地食ニ別而以致所務
美以仍為大勢之旨ニ也可謹て
正月十六日　康政　花押
間遠孫次郎とのへ

右日郡岡倍村百姓甚助苑
青龍寺之境及大破之砌当欲興食にも空文書龍
寺衛進て令修理之由尤神妙之至而候君諸者龍
彼地を兵乱之砌以上下廃因者ニ思有取庶之勤成
者國家安全万民豊楽之祈祷可遂之者也上者可正無
疏者也
十月十二日　康政　花押
山中主水佐殿
右之岡郡井尻村百姓理助苑
就土佐伊予両者之境大土坂所来浦戸城中へも御
訴之旨一案以為尾平尾新左衛門尉ニ委曲申伸候之

同し好寄て通ひ中上りて亡ふ為に懐紙の由や書く

謹言　十月十五日　康政 花押

長宗我部宮内少輔殿

右ハ智柏井武右衛門氏

致和云應仁の乱を避て一条殿小川寓せし

堂上方并車元親記土佐軍記等にあり今ハ

清文成集ニ有之附

長亨二申年六月十五日願主西小路藤原房

行

右幡多郡山田村八幡宮の鰐口の銘也今散失

して此銘社記并諸書ニ見ゆ

八幡宮大檀那中之御門藤原朝臣松寿丸亨

禄元歳戊子十二月十八日

右同社棟札の文也

蠹簡集曰今按中御門盖避京師乱羈寓

于一條家人歟

中御門天文廿三甲寅三月十日中山修理亮

忠家

右同郡寺山延光寺棟札の文也

中御門殿事何某無分別ハ手次第殺人ハとくしらん

ものの上なりとてハ殊更この事ハ甚重き事を初

其余ての刑ハ皆しることまり然上ハ書さらしハ非

あらむはそこと浪浪の風にたゞ中に沈むとも手め
とをしるに世理成がつけし事いやふかくも度
我らうりかたき一とんりよかつる名つる国にハ
さらいやまさるとといつしるといかにハか
しくて中し国の三絶え西は敵とつらいとぞ
ハいやましく何に武者国人ようやくいとこひし
何ことぞとハ存ずれどうしきこおもく出しんかう
のへ三ろくてハ今迄てしもし

即刻　もと

久円花押

右土佐郡江口村庄屋御助所蔵の文書や

蠹簡集曰今按中御門蓋京師派落之人而寄寓于幡多一條殿乎或曰中御門住幡多郡入野郷庶村村後改摂而歸来名河内守永得明據天正十七年己丑庶村村地撿帳曰泉一段廿代来名河内守給主居帳中筆冷泉院民部少輔殿飛鳥井衛熊殿依例推之恐別人也

中村分仗給之事

一所 中村 廿代　仗給

一所 九田日所 十代　仗孫

一所 耕雲ヲキ 壱反　柏井村

中谷ノヲキ
一所　壱反
キシイケ
一所　山畠一ッ
以上　参反廿代　門田屋敷一ヶ所　神右衛門　小伏結

天文十四年九月吉日　白河 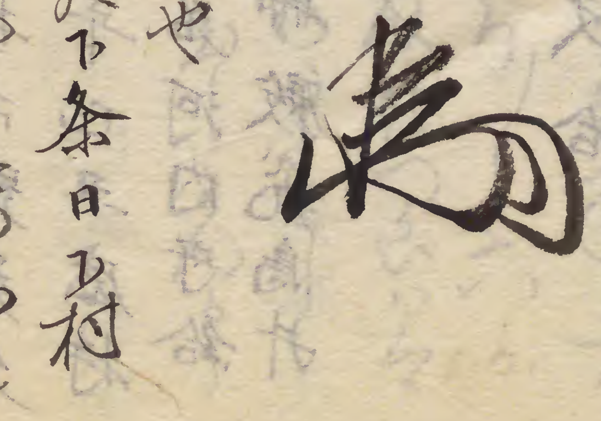
稲波和泉守

右高智柏井文平次所蔵の文書也
致和按白河兼親朝臣此文出所下条日下村
別府社八幡宮の棟札を照考へし当畠と
こハ日下村をいへり
蠹簡集曰今按中村柏井在高岡郡日下

村白河未詳蓋幡多一條殿之卑執而 月
下村西城之主也

□
置祭別府新八幡宮天文二十年亥正月廿
六日大檀那従四位下行左近衛権中将源
朝臣兼親

右高岡郡日下村社八幡宮の棟札也
致和云広小出せる兼親朝臣と白川康とたま年
歴名考従五位下白川兼親朝臣男源富親と見 下の条
こなりし明白也

白川富親　土佐
右元亀四年公卿補任右簡ホつんとうし

歴名土代 従五位下之條 白川兼親朝臣男富親

藤原欽郷 天文十六七 廿一五 廿一才 従三位 文明十年土佐下向 同十一年於畑府逝

右白川系図にみえたり

若宮八幡檀主一條殿御代官藤原朝臣欽量

天文廿一年壬午霜月廿七日

右高岡郡蓮池村八幡宮棟札や

致和云欽量朝臣ハ欽郷卿の男歟

蠹簡集曰今按蓮池為一條殿領此棟札令明矣

歴名土代 従五位上之條 曰 藤顕量 永正十五十二、同十六

十一十七 右兵衛 又 正五位下之條 曰 大永二

飛鳥井侍従雅量 ｶｽｰ 土佐

右元亀四年公卿補任古簡にみえたり

對縮圖

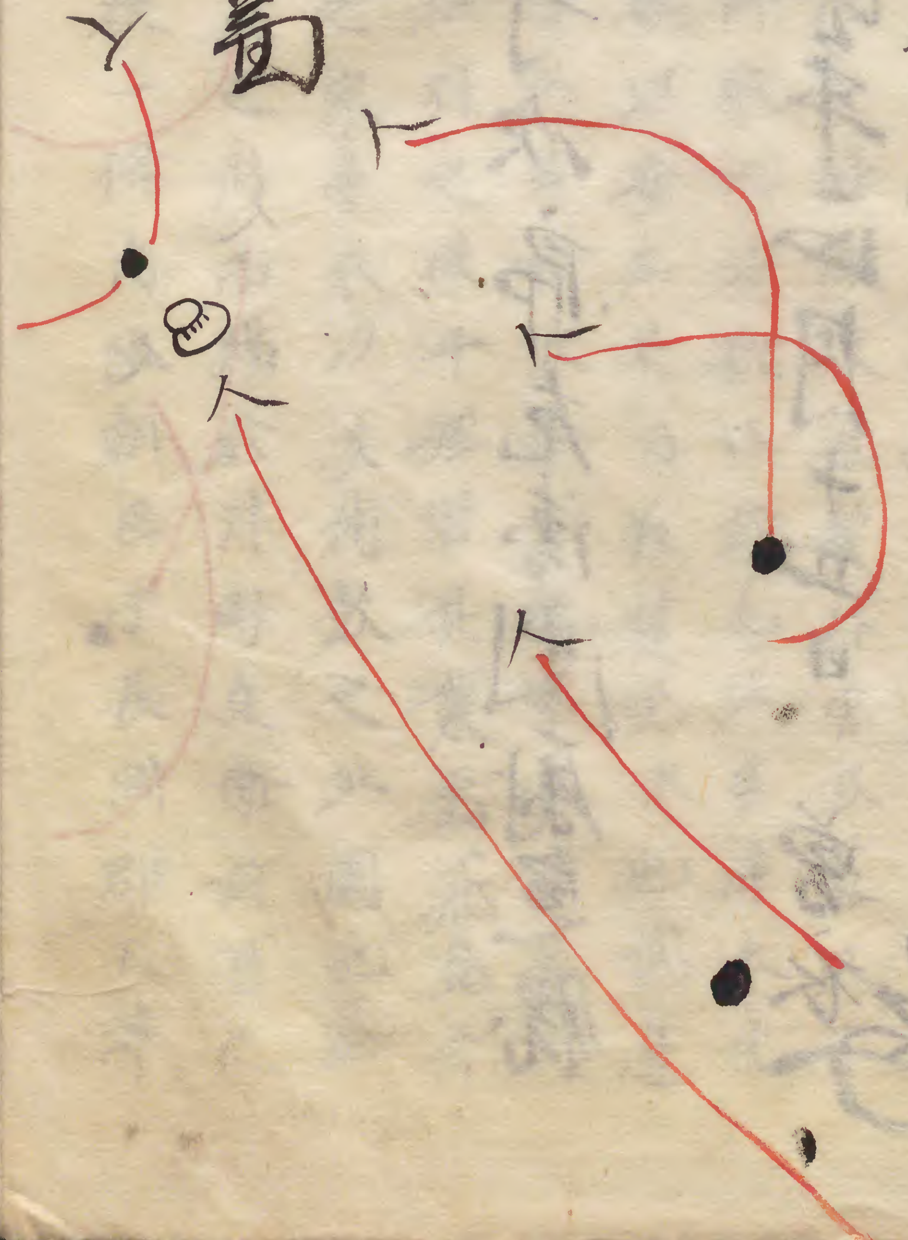

摂津野次郎左衛門尉定勝
者也
永禄六年正月十四日　曽衣（花押）
右高岡郡仁井田郷見附村川上次郎左衛門所蔵
蠹簡集曰今摂津野次郎左衛門尉後裔

中務少輔家譜備前篇曽衣者飛鳥井也
飛鳥井雅康號二楽其子正五位少将頼
高其子従四位少将雅量益避京師之乱
寓仕土佐一條殿後薙髪称曽衣蓋取于
兼好法師歌也其歌曰於毛比多津衣曽
乃阿挾綴以安左良乃義楚免天也武邊
喜素手乃以呂香波奈元親素長諸藝人
於四方招引之使子姪習其業焉飛鳥井
固蹴鞠之家曽衣以其術教之此圖也蓋
蹴道八足之形而賜於津野定勝許可之
状也後従一條内政朝臣于長岡郡天津

村遂病卒於此即今大津村井山中村久五右衛門之山荘有飛鳥井尊墓其塚圍而項上有櫻周廻有柳此墓曽衣之墓也十市村禅師峯寺有飛鳥井楓錦彖遂于衆紅曽衣嘗所植也又嘗過高岡郡久礼浦口吟曰嘉喜満久礼守良義天加恵流波磨知土理未左古濃加奇也奈味陀名獺良武

以墨為正分
以朱為次分

對緒

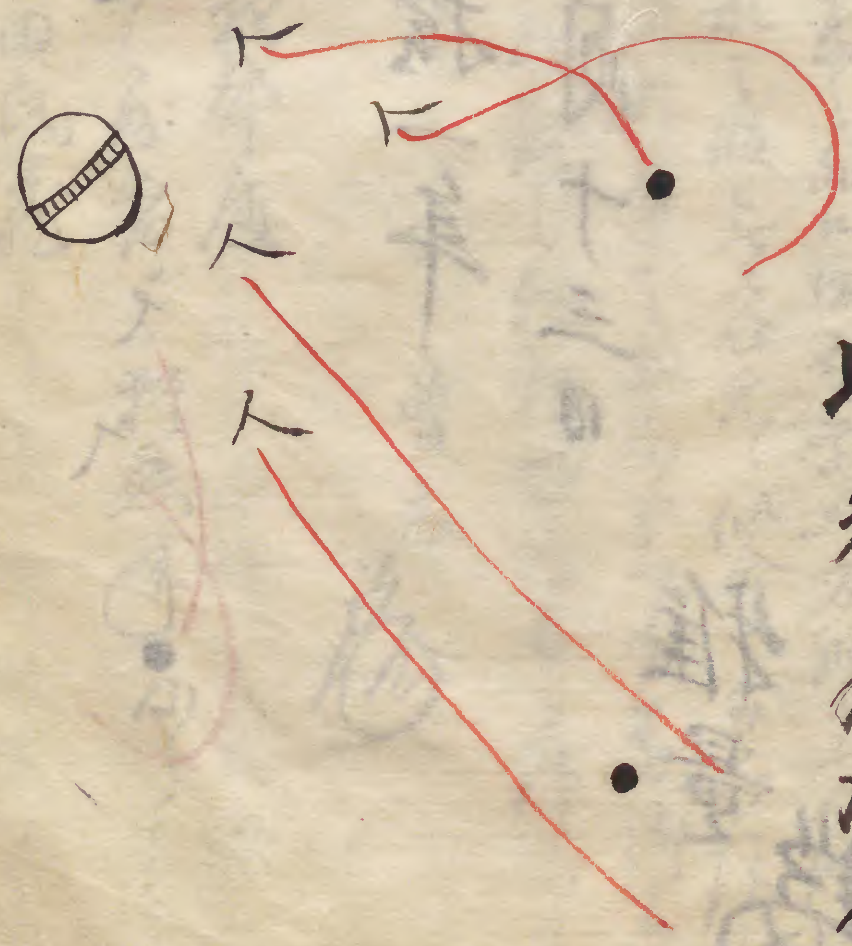

永禄拾一年
臘月十三日
雅量（花押）
授田中弥十郎者也

右一通不知所之蔵

指寄之事如芳札誂置候 細々不申如何様以来猶々
去御外津迄参之所口四郎右衛門此方被申分届無之
仍其方御座所之儀無心元候 何分之義無別儀候
可有之候 家中此末篭過去互可申可然候御報何ぞ
時宜法事之所要之拙万端法名之儀頼入候

三月六日　曽衣（花押）

長宗我部殿

返々其方之段如何ニ拙然宜存候

右高智塩田氏蔵

蠹簡集曰今按家門指一條殿曾孫見前
篇
三種之荷送給候毎々芳情至極無比類候
てやや
卯月七日 （花押）
長宗我部右衛門太郎殿
右高智泰本府所蔵
冷泉為廣卿
詞書共之筆跡被尋遂久年之一向失念如此
辛苦候て参候及揮毫候之依申候何り
之以代々異地門葉之成候恩とも預候下而引
千万於後信之條て
十一月十一日
大平前山城守殿 （花押）
右一通不知所蔵
蠹簡集曰此上冷泉權大納言為廣卿文
書也太平山城守高岡郡蓮池城主也事
見前篇姓藤原政為廣卿有門葉諸善和
歌當時歟貴人流落于土佐寄一詠於太
平曰多末加和也美野古能弥都濃奈我
礼喜天與留扁那枳美遠阿和礼土毛土

遑太平謝曰阿波礼登毛以加天安越賀
武遠與飛耶喜土佐皓以理惠農茂賀俱
連你爲天
長尾出雲守正直 一條殿家臣

泰本雅右衛付
永禄十三年七月廿三日
[illegible]

右一通不知所蔵
蠹簡集曰或云正直一條殿之臣高岡郡
戸波猪野村喜城主也里人称城主長尾
因州因州蓋雲州之誤歟當吏可尋之森
本氏詳
歴名土代曰土州一條殿侍長尾惟宗正
直天文廿一七廿七従五位下

惟宗政勝
歴名土代曰土佐一条殿御侍惟宗政勝
天正三五八、、従五位下
幡多郡下家地村妙見社棟札曰檀那藤

圖書局文庫

原政勝慶長四己亥霜月吉日

穀和之此政勝ハ歴名七代の出ニる人と同人なるへ
き歟 藤原と記ハ一条殿御直筆なるへし

又歴名七代の政勝を宮地右京之正勝と名のる
へる人なり 何れも右京ハ七代一条殿の御下にて
此図観をと保護をし人あれハ天正二年沈申まて
記すへしとも 然れハ将来地氏の三図を下
条ノ出ちり 考合ますへし

宮地氏系図曰 当地 丹後守家政 自幼稚房基公附従臣 為惜故 中村住居
大阪駿河守 西直大孫孫 宮地右京進正勝 御国飛と一条殿 御所之方ニ住
田畑を以て佐川長宗部 上郡土佐知住居 宮地甚右衛門正常

国立公文書館
National Archives of Japan